

○議 事 日 程（第 1 号）

平成31年 3 月 7 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第83号 関ヶ原町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 報告第 1 号 工事請負契約の変更についての専決処分の報告について
- 日程第 6 承認第 1 号 平成30年度関ヶ原町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 承認第 2 号 平成30年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第 7 号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 承認第 3 号 平成30年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更についての専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 9 承認第 4 号 平成30年度関ヶ原町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 承認第 5 号 平成30年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第11 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第12 議案第 1 号 関ヶ原町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第13 議案第 2 号 関ヶ原町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14 議案第 3 号 工事請負契約の締結について
- 日程第15 議案第 4 号 平成30年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計への繰入金の変更について
- 日程第16 議案第 5 号 平成30年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更について
- 日程第17 議案第 6 号 平成30年度関ヶ原町一般会計補正予算（第14号）
- 日程第18 議案第 7 号 平成30年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）
- 日程第19 議案第 8 号 平成30年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第20 議案第 9 号 平成30年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第21 議案第10号 平成30年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2

号)

- 日程第22 議案第11号 平成30年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第23 議案第12号 平成30年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第8号）
- 日程第24 議案第13号 指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第14号 関ヶ原町公告式条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第15号 関ヶ原町内部組織設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第16号 関ヶ原町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第28 議案第17号 関ヶ原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第18号 関ヶ原町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第19号 関ヶ原町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第20号 関ヶ原町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第21号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第22号 関ヶ原町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第23号 関ヶ原町運動広場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第24号 関ヶ原町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について
- 日程第36 議案第25号 関ヶ原町文化財保護条例の制定について
- 日程第37 議案第26号 関ヶ原町文化財保護審議会条例の制定について
- 日程第38 議案第27号 関ヶ原町歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議案第28号 関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第40 議案第29号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第41 議案第30号 国保関ヶ原診療所事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第42 議案第31号 国保関ヶ原診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第43 議案第32号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第44 議案第33号 関ヶ原町農業労働力調整協議会条例を廃止する条例について
- 日程第45 議案第34号 関ヶ原町土地改良事業等分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第46 議案第35号 関ヶ原町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

- 日程第47 議案第36号 関ヶ原町企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第48 議案第37号 関ヶ原町水道法施行条例の一部を改正する条例について
- 日程第49 議案第38号 平成31年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 日程第50 議案第39号 平成31年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 日程第51 議案第40号 平成31年度関ヶ原町一般会計予算
- 日程第52 議案第41号 平成31年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第53 議案第42号 平成31年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第54 議案第43号 平成31年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
- 日程第55 議案第44号 平成31年度関ヶ原町介護保険特別会計予算
- 日程第56 議案第45号 平成31年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第57 議案第46号 平成31年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第58 議案第47号 平成31年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第59 議案第48号 平成31年度関ヶ原町水道事業会計予算

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（9名）

1番	谷口輝男君	2番	室義光君
3番	子安健司君	4番	松井正樹君
5番	田中由紀子君	6番	中川武子君
7番	澤居久文君	8番	楠達男君
9番	川瀬方彦君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	西脇康世君	副町長	柴田安寛君
教育長	中川敏之君	監理官兼 企画政策課長	吉田和司君
監理官兼 診療所事務局長	藤田栄博君	総務課長	澤頭義幸君

地域振興課長	高木久之郎君	会計管理者 兼税務課長	西村克郎君
住民課長	三宅芳浩君	健康増進課長	澤孝一君
産業建設課長	吉森明博君	水道環境課長	岩田英明君
教育課長	兒玉勝宏君	西消防署長	奥地徹也君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	山田勝	書記	中尾浩一
書記	岡村加奈子		

開会・開議の宣告

○議長（子安健司君） ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、平成31年第1回関ヶ原町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（子安健司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、9番 川瀬方彦君、1番 谷口輝男君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（子安健司君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの13日間としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月19日までの13日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（子安健司君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、平成30年11月分から平成31年1月分までの出納検査結果の報告がありましたので、印刷したものを配付してあります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第83号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第4、議案第83号 関ヶ原町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案につきましては、今須小中学校統合に関する特別委員会へ審査を付託してありましたので、ここで委員長より審査の経過並びに結果の報告を求めます。

今須小中学校統合に関する特別委員会委員長 松井正樹君。

○今須小中学校統合に関する特別委員会委員長（松井正樹君） お許しをいただきましたので、今須小中学校統合に関する特別委員会の報告をさせていただきます。

付託を受けました議案第83号 関ヶ原町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、12月議会定例会会期中に結論が出ず、慎重に審査するため、12月18日に議長宛て閉会中の継続審査の申し出を行い、去る平成31年1月23日火曜日、午前9時より役場大会議室において8名の委員全員の出席により第2回の特別委員会を開催いたしました。

説明のための出席者は、西脇町長、柴田副町長、中川教育長、吉田監理官兼企画政策課長、兒玉教育課長、職務のための出席者は、子安議長、山田議会事務局長、岡村書記でした。3名より傍聴の申し出がございましたので、許可いたしました。

初めに、前回、理事者側に求めたPTAからの提言書・アンケートの写しの提示と説明を受け、PTAで行われたアンケートの趣旨が疑問という意見や、PTAのその時点での意思として出されたもので、その後の議論のきっかけになったことは事実であり、現時点で議論すべきは提言書についてではないとの意見がありました。

その後、各委員より、住民の中には心配する声がある。財政的な理由での統合ではないか。今後の活性化施策、少人数の問題点、住民との懇談会開催の考えはないかなどの質問が出され、それぞれ要望があった自治会には説明会に出かけたが、議案となっている段階での説明会は時期的に問題があるとする。財政上の問題が統合の理由ではない。少人数になると、今後重要視されている対話的な学びにある面不十分などところがある。事務的な準備は行っているが、議案審議をお願いしている時点で、町が住民から意見を聞いてどうしていくかという話は、議決前から動いているのではないかと指摘をされることもあり、無理であるとの回答でした。

委員の意見として、これまで説明会を重ね議案として上程されており、ここで具体的な地域振興策について協議すべきではないか。統合を進めるための判断材料が少ないなどの意見があり、理事者側に対し、議決後設置が予定されている学校教育と地域振興の2つの検討委員会の考え方についての資料の提示を求めることとし、次回2月18日に特別委員会を開催することを決定し、10時17分に会議を閉じました。

さらに、第3回の委員会を、平成31年2月18日月曜日、午前9時より役場大会議室において8名の委員全員の出席により開催をいたしました。

説明のための出席者は、西脇町長、柴田副町長、中川教育長、吉田監理官兼企画政策課長、兒玉教育課長、職務のための出席者は、子安議長、山田議会事務局長、岡村書記でした。2名より傍聴の申し出がございましたので、許可をいたしました。

初めに、第2回の委員会で理事者側に求めた学校教育に関する準備委員会の部会構成及び担当事務内容案と今須地域の振興に関する検討会議案について、教育長及び副町長より説明を受けました。次に議長より、今須の将来を真剣に考える会から、統廃合は時期尚早であり慎重な議論をお願いするという126名の署名を添えた嘆願書が届いたとの報告がありました。

その後、各委員より今須小中学校のよき伝統、よき教育を引き継ぎつつ、このタイミングで

統合すべき、学校統合で過疎化が進まないよう考えるのが我々の責務である、いずれやらないといけないのなら今統合すべき、嘆願書も踏まえ時間をかけて議論すべき、議決してからしか懇談会を開催しないというのはどうか、地元では統合に賛成という声を多く聞くが、何か足りない気がするなどの意見や質疑があり、理事者側からは、懇談会については、再度検討をしたが議会の議決を得た後に2つの委員会を通じて住民の意見に耳を傾け、よりよい統合に向け進んでいく考えであり、理解を求めるとの回答でありました。

これまで委員会を通じて十分に協議できたと判断し、私、委員長の宣告により、挙手により採決を行い、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手が多数となり、委員会としての結論は可決すべきものと決しました。閉会は午前10時32分でありました。

以上、今須小中学校統合に関する特別委員会の報告とさせていただきます。なお、報告漏れがございましたら、他の出席委員からの補足説明をお願いいたします。以上であります。

○議長（子安健司君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） それでは、私は関ヶ原町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行いたいと思います。

この間の議論の中で、今須の教育が少人数だからといって否定されるものではなく、逆にすぐれた教育内容であることがクローズアップされたと思います。

昨日も10時からケーブルテレビで今須中学校の卒業式の様子をやっておりましたが、子供たちの平和の取り組み、非常に自信を持って語っていましたが、また小学生の子供たちがお兄ちゃん、お姉ちゃんたちの卒業を本当に、踊りながら、歌いながら祝っていた、そういう場面が流され、本当に感動をいたしました。

また、複式学級だからだめということは言っていないにもかかわらず、平成33年に複式学級が2つになるからという理由で統合を急ぐのは矛盾していると思います。

今須は独自の歴史と文化を育んできた地域であり、旧北小学校との統合とは異なります。今須地域の住民同士が話し合い、今須の未来をどうしていくのか、どういう子供たちを育ててい

くのか、そういう率直な意見交換の中で統合問題が位置づけられるべきだと思います。

一部にはそうした場を設けてほしいという動きもあったと聞いていますが、今日に至ってもそうした場は設けられていません。統合問題があったときに、これまで行われてきた各自治会ごとの住民説明会も行われておりません。これでは住民の理解と協力を得ることはできないと思います。

そして、関ヶ原町にとっても人口減少、少子化を食いとめることが最大の課題であり、町民の関心事でもあります。この間、地域に学校を残し、特色ある教育を進める小中一貫の義務教育学校開設の動きが出てきています。県内には既に2校あります。今後も2校できるというふうに新聞報道でもありました。少人数であっても特色を生かし、地域の中で子供たちを育て、地域の担い手づくりを目指しておられます。地域から学校がなくなると、ますます若い世帯が住みにくくなり、その地域の中で次の世代を生み育てる意欲が失われていきます。そのことが人口減少・少子化に拍車をかけるおそれがあります。町の最大の課題を解決させることに逆行することになります統合には、私は反対といたします。以上です。

○議長（子安健司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[挙手する者あり]

1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） 私は、議案第83号 関ヶ原町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の条例の一部改正は、今須小学校及び今須中学校を関ヶ原小学校及び関ヶ原中学校へ統合する改正でございます。子供たちにとってのよりよい教育環境の整備を第一に考えたとき、今後の児童・生徒数の状況から、多様性のある一定規模の児童・生徒集団の中での対話的学習など、今後期待される教育を実現するためには、統合を決めることが必要であると思います。

この統合により、今須小学校、今須中学校のよさと言われる部分は、さらに町内の各学校に広がり、子供たちより多くの仲間の中で切磋琢磨し、いろいろな考え方を学び、自分の考えと比較しながら自分の考えを深めていくことができるものと確信し、本条例の改正に賛成いたします。

なお、委員会報告にもありましたように、今後、学校教育と地域振興につきましては、保護者や地域住民も参加するそれぞれの検討組織を設置した上で、よりよい統合と地域づくりに向け、時間をかけ住民の期待や不安に寄り添い、丁寧な統合に取り組まれるようお願いしておきます。

ただいま申し上げました趣旨を御理解いただき、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、賛成討論とさせていただきます。

○議長（子安健司君） ほかに討論はありませんか。

[挙手する者あり]

9番 川瀬方彦君。

○9番(川瀬方彦君) 私は、議案第83号 関ヶ原小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論させていただきます。

今回の条例の一部改正は、今須小中学校の統合に関するものです。児童数の今後の推移や学校教育に関して、教育委員会より複数回の説明を受け、子供たちのことを第一に考え統合へ進むべきであると私自身も考えておりますが、この条例改正は期日を明記するものです。地域住民の方々にとっては痛みある統合になります。学校統合へ進むことへの不安も抱えてみえます。統合に向けての期日を明記する前に、住民に寄り添うことが、やはり一番大切ではないかと私は思っております。

議案審議がされているから、今動くことができないということも伺ったことがあるかと思いますが、やはり時間をかけて統合に向けて準備をしていただきたく私は思います。

今回の期日ありきの条例改正に対して、反対ということでさせていただきたいと思っております。

○議長(子安健司君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

ないようでございますので、これで討論を終わります。

これより議案第83号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第83号 関ヶ原町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 報告第1号について(提案説明・質疑)

○議長(子安健司君) 日程第5、報告第1号 工事請負契約の変更についての専決処分の報告についてを議題といたします。

本案について、提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長(西脇康世君) 報告第1号 工事請負契約の変更についての専決処分の報告について、御説明申し上げます。

玉地内の町道災害復旧工事において、事業費の精算に伴い、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項として、工事請負契約の変更を専決処分いたしましたので、同条第2項

の規定により、議会に報告するものでございます。

なお、細部につきましては、産業建設課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 吉森産業建設課長。

○産業建設課長（吉森明博君） 議案書2ページをお願いいたします。

専決第3号 専決処分書につきまして、御説明申し上げます。

平成30年3月7日議案第3号で議決を得ました町道小池玉線道路災害復旧工事の工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、町長の専決事項として事業費の精算により、契約金額を2月6日付におきまして9,936万円から156万3,840円を減額し、9,779万6,160円に変更するものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これをもって、報告第1号の報告を終わります。

日程第6 承認第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第6、承認第1号 平成30年度関ヶ原町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第1号 平成30年度関ヶ原町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

昨年末の12月におきまして、ふるさと納税が増加いたしましたので、ふるさと納税関係経費等、歳入歳出に463万円を追加し、歳入歳出の予算総額を40億2,846万8,000円とする平成30年度関ヶ原町一般会計補正予算（第12号）を専決処分により決めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第7 承認第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第7、承認第2号 平成30年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第2号 平成30年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

平井配水池におきまして、緊急遮断弁が故障し、緊急に修繕が必要となりましたので、収益的支出に122万1,000円を追加する平成30年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第7号）を専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第8 承認第3号から日程第10 承認第5号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第8、承認第3号 平成30年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更についての専決処分の承認を求めることについてから、日程第10、承認第5号 平成30年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについては関連がありますので、一括して議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第3号 平成30年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更についての専決処分の承認を求めることについて、承認第4号 平成30年度関ヶ原町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認を求めることについて、及び承認第5号 平成30年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについては関連がございますので、一括にて説明をさせていただきます。

東町地内の東町1号マンホールポンプが故障し、緊急に修繕が必要となりましたので、修繕料に関する各会計予算等それぞれ専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 岩田水道環境課長。

○水道環境課長（岩田英明君） それでは、詳細のほうを説明させていただきます。

議案書の27ページをお願いいたします。

歳出の公共下水道施設管理費の需用費350万円でございます。こちらは、ただいま説明ありましたように、東町1号マンホールポンプが故障をしたために、緊急に修理が必要となったため、不足する修繕料350万円を専決にして補正させていただいたものであります。

契約額は428万円で、2台設置しておりますうちの1台が停止をいたしました。また、もう一台のポンプのほうも同じように故障の危険性が高い状態でありましたので、合わせて2台のオーバーホール修繕となります。

財源としまして、承認第3号、第4号で承認を求める一般会計繰入金212万4,000円及び繰越金137万6,000円をあわせて専決にて補正させていただいております。よろしく願いをいたします。

○議長（子安健司君） これより承認第3号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第3号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

これより承認第4号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第4号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

これより承認第5号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第5号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第11 諮問第1号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第11、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（中尾浩一君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

本町の人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。平成31年3月7日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、関ヶ原町大字関ヶ原1770番地。氏名、坂東増美。生年月日、昭和24年12月18日。

○議長（子安健司君） 本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

人権擁護委員である坂東増美氏においては、本年6月30日の任期満了に伴い、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会に意見を求めるものでございます。御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより諮問第1号を採決します。

本諮問については、適任であると答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本諮問は適任であると答申することに決しました。

日程第12 議案第1号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第12、議案第1号 関ヶ原町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（中尾浩一君） 議案第1号 関ヶ原町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本町の固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。平成31年3月7日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、関ヶ原町大字関ヶ原731番地。氏名、谷口功。生年月日、昭和19年5月2日。

○議長（子安健司君） 本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第1号 関ヶ原町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員である谷口功氏においては、本年3月25日の任期満了に伴い、引き続き同氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第13 議案第2号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第13、議案第2号 関ヶ原町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

- 議会書記（中尾浩一君） 議案第2号 関ヶ原町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

本町の教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。平成31年3月7日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、関ヶ原町大字玉408番地。氏名、長谷川妙子。生年月日、昭和24年9月25日。

- 議長（子安健司君） 本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

- 町長（西脇康世君） 議案第2号 関ヶ原町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明を申し上げます。

教育委員会委員である長谷川妙子氏において、本年7月3日の任期満了に伴い、引き続き同氏を選任いたしたく、議会に同意を求めるものでございます。

なお、詳細説明については省略をさせていただきます。

- 議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第14 議案第3号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

- 議長（子安健司君） 日程第14、議案第3号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。

- 議会書記（中尾浩一君） 議案第3号 工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結する。平成31年3月7日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

1. 契約の目的、関ヶ原小学校・今須小中学校空調設備改修工事。
2. 契約の方法、指名競争入札。
3. 契約の金額、1億5,390万円。
4. 契約の相手方、岐阜県大垣市馬場町2番地、林工業株式会社、代表取締役 林裕人。

○議長（子安健司君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第3号 工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

関ヶ原小学校・今須小中学校の空調設備改修工事について、去る2月25日に指名競争入札を執行いたしましたところでございます。その結果、林工業株式会社が落札いたしましたので、契約金額1億5,390万円で同社と請負契約を締結いたしたく、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては教育課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） 議案書の31ページをよろしく願います。

議案第3号 工事請負契約の締結について説明させていただきます。

町長が申しあげましたとおり、去る2月25日に関ヶ原小学校・今須小中学校空調設備改修工事につきまして指名競争入札を行いました。その結果、大垣市にございます林工業株式会社が、消費税込み1億5,390万円で落札しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定による条例に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

整備につきましては、関ヶ原小学校が普通教室11室、その他教室が14室、今須小中学校分につきましては普通教室が8室、その他教室が4室分でございます。

続きまして、議案資料の2ページをよろしく願います。

指名業者は6者中3者が辞退をいたしております。これにつきましては、県内でも非常に多くの工事が発注されており、そのようなことが理由であると考えているところでございます。

なお、工期につきましては6月28日までの予定でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） ただいま説明ありました入札執行の件なんです、3者が辞退するという点では非常にいろんな仕事が進んでいるというふうには思うんですが、この林工業さん、この6月28日の工期について、どのような、何か、できるのかどうか不安があるんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（子安健司君） 兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） 林工業株式会社につきましては、現在もほかの市町でも工事を請け負っておられるということで、同様に工期内の完成を何とかさせていただきたいという、そういったお話も聞いております。大丈夫だと私はその点で思っておるところでございます。以上です。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 室義光君。

○2番（室 義光君） 今の説明で十分だったと思うんですが、ただ1点、以前の説明の中で、そのエアコンの機械が全国どこも一緒になるというお話をお聞きしたんですが、そこら辺の手当てといたしますか、材料の手当ては十分できるというようなことで契約されると思うんですが、そこら辺の確認だけは一度していただきたいと思います。

○議長（子安健司君） 兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） 指名の段階におきまして、仕様等を明らかにして発注をいたしておりますので、その点についても大丈夫かと考えているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第15、議案第4号 平成30年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計への繰入金の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第4号について御説明申し上げます。

使用料等収入不足のため、平成30年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計への繰入金を828万7,000円から858万7,000円へ変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第5号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第16、議案第5号 平成30年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第5号について御説明申し上げます。

下水道事業債の減額により、平成30年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金を2億6,444万円から2億1,114万4,000円へ変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第17、議案第6号 平成30年度関ヶ原町一般会計補正予算（第14号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第6号について御説明申し上げます。

歳出については、精算見込みによります職員人件費の所要の手当、共済費の補正、また各事業の執行状況による不用額の減額、福祉医療費助成金やプレミアム付商品券事業等の追加、また歳入につきましては税収等の見込みによる補正、また補助金等それぞれの確定に伴う減額など1,254万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を40億1,804万4,000円とする平成30年度関ヶ原町一般会計補正予算（第14号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、順次説明をお願いいたします。

○監理官兼企画政策課長（吉田和司君） 議案第6号 平成30年度関ヶ原町一般会計補正予算（第14号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,254万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億1,804万4,000円とするものでございます。

歳出のほうから説明をさせていただきます。

議案の49ページをよろしくをお願いいたします。

なお、職員の給料、職員手当、共済費等の人件費につきましては、年度末の精算見込みによるものであり、説明を省略させていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、49ページの企画費をお願いいたします。

委託料につきまして、ことしは雪不足のため、岡崎市への雪プレゼントを中止いたしました

ので、減額をするものでございます。

負担金補助及び交付金につきましては、民間分譲宅地開発支援奨励金については、町内民間業者による宅地分譲の開発が見込まれないため250万円を減額させていただきます。移住定住関係の補助金につきましては、それぞれの実績に合わせて180万円を減額させていただくものでございます。

続きまして、50ページをお願いいたします。

財政調整基金費につきましては、それぞれの基金利息と寄附金の実績の見込みにより補正をさせていただき、総額で92万円を増額させていただくものでございます。

○総務課長（澤頭義幸君） 続きまして生活安全対策費でございます。

こちらにつきましては、防災対策事業での新型Jアラートの受信機設備の取り換え工事におきまして、当初、地方債により執行を予定しておりましたが、地方債抑制のため、借りずに事業をさせていただきました140万円につきましては、財源の組み替えをさせていただく内容となっております。

次に、自治振興費でございます。

こちらは街路灯の建設助成金でございますが、現在、各自治会におかれまして管理されている街路灯におきまして、防犯対策も含めLED化への整備が増加している状況でございます。

現在において不足分、また見込み分と合わせまして20万円を補正させていただくものでございます。よろしくをお願いいたします。

○住民課長（三宅芳浩君） 続きまして、51ページの民生費をよろしくをお願いいたします。

社会福祉費の職員手当、旅費、委託料でございますが、これにつきましてはプレミアム付商品券発行事業でございます。消費税が10%に変更されることに伴いまして、低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、消費を喚起するため、国から実施が求められております事業でございます。この事業につきまして予算を計上するものでございます。国からの補助率は100%でございます。

合計で71万3,000円でございますが、そのうちの委託料につきましては、システムの開発料として70万円を計上いたしております。

次の負担金補助及び交付金でございますが、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の第2次補正予算が組まれまして、今回から高齢者施設のブロック塀の改修が加わりました。この交付金に対しまして、町内のグループホームうららびよりから、この交付金を利用したブロック塀の改修計画が提出されましたので、その総事業費226万8,000円から事業費持ち分を控除しました残り170万1,000円を計上させていただくものでございます。

続きまして、償還金利子及び割引料でございますが、平成29年度の国及び県費障害者自立支援給付費、自立支援医療給付費負担金等の額が確定いたしましたので、その精算に伴います返

還金401万8,000円を補正させていただくものでございます。

次の28. 繰出金でございますが、国民健康保険特別会計（事業勘定）への繰出金の職員手当等分の今回の補正に伴います減額分307万円でございます。

次に、福祉医療費の扶助費でございますが、乳幼児等医療費助成金及び母子家庭等医療費助成金につきまして、今期のインフルエンザの流行などによる医療費の伸びに伴う負担額の増加によりまして予算額に不足を生じる見込みとなりましたので、乳幼児等医療費助成金を404万6,000円、及び母子家庭等医療費助成金70万8,000円の、合計475万4,000円を増額補正させていただくものでございます。

次の介護保険事業の繰出金につきましては、介護保険特別会計への繰出金の介護給付費分及び事務費等分の今回の補正に伴います減額分370万9,000円でございます。

続きまして、52ページをよろしくお願いいたします。

児童福祉費の児童福祉総務費、委託料でございますが、今年度、子ども・子育て事業計画策定に係りますニーズ調査業務を実施しておりますが、入札によりまして予算に不用となる額が発生いたしましたので、不用となる100万円を減額させていただくものでございます。

次の児童措置費、扶助費につきましては、本年度の児童手当の総額が確定いたしましたので、それに伴います不用見込みとなります275万円を減額させていただくものでございます。

○産業建設課長（吉森明博君） 続きまして、53ページをお願いいたします。

農林水産業費、農業費、農業振興費の負担金補助及び交付金、中山間地域総合整備事業負担金の180万円の減につきましては、県営中山間地域総合整備事業の事業費の減額に伴い、減額させていただくものでございます。次に、農業次世代人材投資事業の補助金150万円の減につきましては、今年度、新たな新規就農者がなかったため、1件分を減額させていただくものでございます。

次に、農地費、負担金補助及び交付金の広域農道整備事業負担金750万円の減額につきましては、県営広域農道整備事業の事業費が減額となったため、減額させていただくものでございます。

○地域振興課長（高木久之郎君） 54ページをお願いします。

目観光費です。実績に合わせ、減額するものでございます。

目観光施設整備費、需用費、消耗品費182万8,000円につきまして、4月からの観光シーズン到来に向け、県の関ヶ原古戦場活用補助金を活用し、大のぼり、陣幕、のぼり、のぼり用ポールを整備するものです。以上です。

○産業建設課長（吉森明博君） 55ページをお願いいたします。

土木費、都市計画費、都市計画総務費の委託料41万8,000円の減につきましては、木造住宅耐震診断委託の実績によるものでございます。

54ページの土木費、道路橋梁費、除雪対策費のほうでございますが、職員手当等の時間外手当40万円の増、また除雪委託料620万円の増につきましては、昨年末、12月分の実績とその後の見込み分ということでございます。

続きまして、都市計画費、都市計画総務費、負担金補助及び交付金でございますが、これは建築物耐震診断事業の助成金3万4,000円の補正につきましては、12月議会において補正させていただきました緊急輸送道路沿道建築物耐震診断に対する補助金の財源の組み替えにより補正させていただくものでございます。繰出金470万円は公共下水道事業の特別会計への繰出金でございます。以上でございます。

○総務課長（澤頭義幸君） 続きまして、消防費でございます。

消防費の非常備消防費の消耗品でございます。こちら消防団員の被服費でございますが、来年度の入団予定者が当初の予算では4名で予定をし、計上をさせていただいておりましたが、31年度の入団予定者が9名の見込みとなりました。よって不足となります5名分の活動服などの被服費29万2,000円を補正させていただくものでございます。

消防団に新しく入っていただく団員につきましては、4月1日からの活動に当たり、活動服などは本年度中に整える必要がございますので、本年の予算にて対応いたしたく補正をさせていただくものでございます。御理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

次に、消防施設費の70万円でございます。こちらにつきましては、消防ポンプ車の購入実績によります地方債の減額でございます。以上でございます。

○教育課長（兒玉勝宏君） 56ページをごらんください。

教育費でございます。

まず、教育総務費の事務局費、委託料の5万4,000円につきましては、県内統一で次年度4月初めから運用が開始されます小・中学校における統合型校務支援システムの設定変更の委託料でございます。

それから、放課後児童クラブ費の賃金210万円の減額につきましては、土曜日を開始することがなかったため、不用額を減額するものでございます。

続きまして、その下の小学校費、学校管理費の調理員の賃金190万円の減額につきましては、調理員の方で年度初めに病休になられた方がございまして、そのための不執行分でございます。現在1名減のままやっているというような状況でございます。

需用費13万9,000円につきましては、スクールバスが飛び石によりフロントガラスに傷が入り、そのまま放置しておくおそれもございますので、交換修繕を行うものでございます。

同じく教育振興費の153万円、57ページへ行っていただきまして、中学校費の教育振興費の197万円につきましてはでございます。小・中学校のパソコン室のパソコン等につきましては、現

在基本OSソフトが2020年1月14日でサポートが終了するウィンドウズ7、旧型のものが入っておりまして、そのまま継続して使用することができない状況になってしまいます。また、次年度につきましては、国でも推奨されておりますとおり、タブレット型コンピューターの導入の予定もございまして、費用面を考慮し、パソコン本体につきましては現状のまま使い、ウィンドウズ10にバージョンアップをすることにより数年の延命化を図るものとしたものでございます。そのためのOSのバージョンアップ委託料、再リース料、今月で期限切れがいたしますウイルス対策ソフトウェアのライセンス料でございます。

次に、社会教育費の社会教育総務費の工事請負費の250万円の減額につきましては、今年度施工いたしました開戦地整備、決戦地整備などの入札差金等による減額分でございます。

次の歴史民俗資料館費の51万2,000円のうち、需用費15万円につきましては、資料館2階のエアコンが故障いたしまして、その修繕費でございます。

役務費2万1,000円につきましては、次年度建築予定がございましてレンタルサイクル棟の確認申請手数料、備品購入費の34万1,000円につきましては、ランドデザイン関係におきまして補助対象として認めていただけることになりましたので、史跡ガイドのハンドマイク、陣羽織につきまして、今年度購入をさせていただくとさせていただいたものでございます。

一番下の保健体育費の保健体育総務費の負担金補助及び交付金3万円の補正額につきましては、中学校における部活動を補完しながら活動していただいております地域クラブの助成金のうち、関ヶ原剣道に対しましても助成をさせていただくものになりましたので、追加をさせていただくものでございます。よろしくお願いたします。

○産業建設課長（吉森明博君） 続きまして、58ページをよろしくお願いたします。

災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費、農業施設災害復旧費につきましては、中頃頭首工災害復旧事業について、暫定措置法に基づく高率補助申請を行い、補助率が事業費の99.7%となったため、財源の組み替えをお願いするものでございます。以上でございます。

○監理官兼企画政策課長（吉田和司君） 公債費をお願いいたします。

公債費につきましては、減債基金からの繰り入れを5,000万円減額し、一般財源を充当する財源組み替えと、臨時財政対策債と関ヶ原小学校建設事業債の利率の見直しによる償還元金57万4,000円を増額させていただくものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

申しわけありませんが、43ページに戻っていただきたいと思います。

町民税ですが、法人税割7,950万円の増、固定資産税につきましては償却資産で1,700万円の増と、たばこ税につきましては200万円の増となっております。

次に、地方交付税ですが、普通交付税1億3,000万円の増額となっております。

44ページをお願いいたします。

分担金及び負担金につきましては、災害復旧費負担金の農業用施設災害復旧事業分担金は、増高申請によりまして、補助金の増により84万9,000円の減、農林水産業費分担金の中山間地域総合整備事業分担金は、事業費の減により247万8,000円を減額させていただくものでございます。

使用料及び手数料につきましては、実績見込みにより、衛生使用料で斎苑使用料100万円の減、墓地使用料9万円の増、教育使用料につきましては歴史民俗資料館使用料500万円と、放課後児童クラブ使用料100万円をそれぞれ減額となっております。

次に、国庫負担金の民生費国庫負担金では、児童手当の支給実績に合わせ、児童手当交付金が173万8,000円の減となっております。

45ページをお願いいたします。

国庫補助金につきましては、民生費国庫補助金で、グループホームのうららびより関ヶ原のブロック塀改修に伴う地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金113万4,000円、プレミアム付商品券事務費補助金については、国の補正に伴い71万2,000円をそれぞれ増額、土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金は実績に合わせ21万円を減額させていただくものでございます。

次に、県負担金の民生費県負担金ですが、児童手当の支給実績に合わせ50万8,000円の減額となっております。

次に、県補助金ですが、総務費県補助金で清流の国ぎふ推進補助金は、移住定住促進住宅支援事業の実績に合わせて70万円の減、民生費県補助金、福祉医療費助成事業補助金につきましては、医療費の伸びにより70万9,000円の増、農林水産業費県補助金では、農業次世代人材投資事業補助金1名分で150万円の減となっております。

教育費県補助金では、実績に合わせて関ヶ原古戦場整備活用事業費補助金で142万6,000円の減、次、46ページの災害復旧費県補助金では、農業用施設災害復旧費補助金で、これは増高申請により850万1,000円の増額、商工費県補助金では、関ヶ原古戦場整備活用事業費補助金8万2,000円の減、土木費県補助金では、建築物等耐震化促進事業費補助金8万7,000円の減でございます。

次に、委託金でございますが、教育費委託金で、統合型校務支援システム導入実証研究業務委託金5万4,000円の増額となっております。

次に、財産運用収入の利子及び配当金につきましては、各基金の利息を合わせて32万円の増額をさせていただきます。

47ページをお願いします。

寄附金につきましては、民生費寄附金55万円、教育費寄附金9万円、商工費寄附金5万円を増額させていただきます。

基金の繰り入れにつきましては、交付税等の増額など決算見込みにより、減債基金、財政調整基金、廃棄物処理施設整備基金合わせて2億4,000万円を減額し、ふるさと応援基金につきましては、目的の変更に伴い、全額1,541万8,000円を繰り入れさせていただき、総額で2億2,458万2,000円を減額させていただきます。

繰越金につきましては、前年度繰越金2,904万2,000円を充当させていただきます。

48ページをお願いします。

町債につきましては、臨時財政対策債は額の決定に伴う減額、総務債のJアラート整備事業につきましては一般財源で充当し、消防債の消防ポンプ車整備事業につきましては実績に伴い減額、災害復旧債につきましては、災害復旧事業の増高申請により県補助金が増額になったため減額をさせていただくものでございます。

恐れ入りますが、戻っていただきまして39ページをお願いいたします。

39ページの第2表ですが、繰越明許費としてプレミアム付商品券事業71万3,000円を設定させていただきますので、よろしく願いをいたします。

続いて40ページの第3表、地方債の補正につきましては、先ほど歳入の町債で説明をさせていただきましたとおり、限度額の変更をさせていただきますのでよろしく願いをいたします。

以上が今回の一般会計の補正予算の歳入歳出の内容でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 松井正樹君。

○4番（松井正樹君） 55ページの消防費の新入団員不足分5名という説明を受けましたけど、あれを勘定すると、お一人様大体6万円になるんですけど、このグッズ、何があたるんかなんというところがわかれば知りたいです。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 被服費の1名分の内訳というようなことでよろしいかと思うんですが、まず靴に活動服の上下、アプロキャップ、防寒着ですね、ブルゾン、あとかっぱ、Tシャツ、あとLEDライトですね、ヘッドライトです。あとヘルメット、あとケブラーの手袋というようなものが……。

○4番（松井正樹君） 何の手袋ですか。

○総務課長（澤頭義幸君） ケブラー、要は軍手ではないような、そういう手袋ですね。一応それが1名分、一式そろえたいということで、不足分ということで、最終的には9名入っていたというふうなことです。

[挙手する者あり]

○議長（子安健司君） 4番 松井正樹君。

○4番（松井正樹君） 服なんですけど、作業服、これは、私の時代は夏服と冬服というのをいただいたんですけど、今でもそうなんですか。

○議長（子安健司君） 奥地西消防署長。

○西消防署長（奥地徹也君） 現在は、消防団員にあたっている被服というのはオールシーズン用で、1着となっております。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） まず、43ページの固定資産税1,700万円がふえたということですが、大体これ、当初でそんなに動かないと思うんですが、これはひょっとして大臣配分の分かということをお伺いしたいと思います。

それから、Jアラートの件なんですけど、これは国民保護法に基づくものであると思ひまして、武力攻撃などを想定して運用されていると思うんですが、昨今、北朝鮮やアメリカの大統領との首脳会談で非核化の合意に向かって一歩進んだというんですが、話し合いは進めていくということで、紆余曲折ありながら、やっぱり武力衝突がない方向に一歩進んでいると思ひていまして、このJアラートというのは本当に意味がないんじゃないかというふうに思うんですが、毎年、年に何回か情報伝達の訓練がされていると思うんですが、それはやめたほうがいいと思うんですが、お考えを伺いたいと思ひます。

それから、あと、いいですか、3つ目言つて。

○議長（子安健司君） 2つずつお願いします。

西村会計管理者兼税務課長。

○会計管理者兼税務課長（西村克郎君） 固定資産税の増額1,700万円につきましては、議員御指摘のとおり、大臣配分、JRの分の増額でございます。よろしく申し上げます。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 政治的な難しい御質問でございますが、Jアラート、確かに今、御指摘のように、アメリカと北朝鮮の対話はされておりますが、現時点では北朝鮮が核を廃棄したということでもありません。また、このJアラートにつきましては、緊急地震速報というような住民の直接被害、今、日本の状態を考えたときに、南海トラフ大地震が想定されるというような状況である中で、一刻も早く多くの方に周知するという意味では、このJアラートの機能というのは必要だろうというふうに思っているところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（子安健司君） 9番 川瀬方彦君。

○9番（川瀬方彦君） 49ページ、総務費、6番の企画費のところの民間分譲宅地開発支援奨励金250万円を減されています。その下、空き家改修等補助金、それに空き家家財道具処分等補助金、250万円、90万円、30万円、これ予算上でいって100%カットになっているのではないですかね。これって、結果的に人口減少の対策に関する部分の目玉事業という部分での動きなのではないかなというふうに私は理解しておったんですが、100%カットということに対しての、どのようなあれをやって、実績としてなかったのかというところを教えてください。何をどう動いたかというところを御説明をお願いしたいということ。

それと、済みません、先ほどちょっと52ページなんですが、子ども・子育て事業計画策定に係るニーズ調査業務委託料100万円、これごめんなさい、ちょっと私聞き漏らしてしまったので、そこを、なぜこれは100万円カットなのかというものを教えていただければと思います。

○議長（子安健司君） 吉田監理官兼企画政策課長。

○監理官兼企画政策課長（吉田和司君） それでは、まず1点目の移住定住関係のお答えをさせていただきますが、民間分譲に関しては実績、先ほど申しましたように実績がなかったので、1区画50万円の5区画が基本となっておりますので、減額をさせていただきましたし、その下の空き家改修等補助金と空き家家財道具処分等補助金、それぞれ3件分ずつ当初予算で見えておりましたが、実績申請等がありませんでしたので、全額を減額させていただきますが、移住定住関係は、ほかにつきましては親・子世帯同居近居住宅支援事業というのの実績、そちらは6件ほどありましたので、ほかの面では移住定住では進んでおるという状況でございます。以上でございます。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 子ども・子育て事業計画策定に係るニーズ調査業務委託料でございますが、これにつきましては入札をかけまして契約させていただきましたが、それによりまして不用額が発生したということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（子安健司君） 9番 川瀬方彦君。

○9番（川瀬方彦君） 済みません、先ほどの空き家改修云々の結果なかったというのはわかるんですけど、この事業を、例えば町民の方々にこういうふうな形で今やっていますよというお知らせをするなりですか、どういう形でやった結果がなかったのかということを知りたいわけであって、結果の数字だけの話ではないので、そこをお願いできませんでしょうか。

○議長（子安健司君） 吉田企画政策課長。

○監理官兼企画政策課長（吉田和司君） 済みません、申しわけございません。一応この空き家関係につきましては、ホームページにも掲載をしておりますし、広報紙でも掲載をしてPRを

させていただきますし、今、空き家の登録件数が、若干であります、伸びておりますので、そういうときの登録のときにもそういうPRをして、御相談には乗っておる状況でございます。その結果、実績としてはなかったということで御理解ください。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） 2つまでですか。

○議長（子安健司君） 何回かやっていただければ。

○1番（谷口輝男君） なら順番にやります。

まず歳入のほうで、法人が7,950万円、これはいいことでございますけれども、会社の景気がいいということで。何社ぐらいの増があったかなということと、それから今の関連で、これは30年度の、先ほど言われました49ページの民間分譲とか空き家関係ですけど、これは30年度の町長は目玉としてこれは出してみえたんです。要は、これ、新しく事業で。やる気があってこれを出してきたことによって、簡単にぼんぼんと削られると、やっぱり川瀬さんが言われるように、何をやってたんという形になる。また31年度も同じように見てはるわけですね、これ。ということで、やっぱりこれをやってほしいと。この移住定住促進住宅支援事業のほうは60万円の減額で、これは実績が5件、これを考えると5件あるわけですね。この5件はどういうものであったかなというものと、それから55ページの、また毎年同じことを言わせてもらって悪いんですけども、除雪対策なんですけれども、毎年ここで100万円、500万円見てあるんです。それで、現在、次、1回分というのを見ているんですけど、時間外40万円出して、また当初500万円で、今度は620万円ですね。実際は1回分というのは半日だったり、全部回ったり、いろんな形が変わると思うんですけど、当初より多く追加する、これが何か考えられないなというような気がしますので、この内容をちょっと、620万円の内訳を教えてください、それからごめんなさい、もう一つだけ済みません。

57ページの保健体育の保健体育総務費のその他スポーツ団体助成費ですけど、これ6月にも何か補正しているんですね。今回3月ですよ。年度末でまたこの助成というのは、どういう理由でこういうふうにもう年度末なのに、前からあったやつにこうやって出すのか、何でこうばらばらと出してくるのか、どういう理由かということをお教えしてほしいです。以上です。

○議長（子安健司君） 西村税務課長。

○会計管理者兼税務課長（西村克郎君） 法人町民税の7,950万円の増につきましては、当初予算で100万円を超える法人税割が5社で計上しております。およそ4,800万円分でございます。

実績の見込みとしまして、100万円を超える法人が10社となりまして、その10社の合計が、

およそ1億2,590万円ほどとなります。その差額を増額させていただいているということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） 吉田企画政策課長。

○監理官兼企画政策課長（吉田和司君） 済みません、移住定住関係ですが、実績を申し上げればよろしいですかね。

まず、親・子世帯同居近居住宅支援事業ということで、これは親さんの近くへお住みになるというのは、実績としては6件ございました。町外からのこの移住定住促進というのは2件という実績になっております。

民間住宅は、1件は相談があったんですが、やっぱりこれは5区画の1区画50万円という基本がありまして、大変その5区画が難しいという相談が現実的にありましたので、ちょっと見直しを検討したいと考えております。以上でございます。

○議長（子安健司君） 吉森産業建設課長。

○産業建設課長（吉森明博君） 除雪の委託料の内訳でございますが、今回620万円という多額の補正をお願いさせていただいておるんですが、内訳としましては、まず町内の除雪の委託料に関する費用としまして、町内8社の方に除雪をお願いしておりますので、早朝3時から8時の出勤時間という見込みを立てまして、5時間分ということの1日分ということと、あと町道玉六反田線の除雪の分につきましても、県と町との相互協定のもと除雪の委託を行っているところでございますので、その分も合わせまして、約290万円という形で見込ませていただきました。

また、今年度におきましては、凍結防止剤の散布ということで、町道玉六反田線におきましては、現在藤塚工務店で早朝は散布をさせていただいておるところでございますが、これも日常の気温の状況にも左右されますが、1日1時間出勤しますと約7万8,000円ほどの費用が生じるということで、1.5カ月分ということで見込みを立てさせていただきまして、費用が330万円ということで今回補正をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） 兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） 57ページのその他スポーツ団体活動助成金の件でございます。

スポーツ団体の助成につきましては、助成団体、ほぼ全てが現状におきましてはスポーツ少年団の母体とする団体がほとんどでございます。そういった関係がございまして、その延長線上での指導がなされているというようなものでございますが、ふえている理由につきましてでございますけれども、こちらの把握不足がやはりございました。今回につきましても、ことしの6月に追加させていただいたものがございますが、今須のバレーボールクラブでございますけれども、その他ほかにはないかというようなチェックをさせていただきましたところ、関ヶ原剣道につきましても漏れがあったということでございます。そのため今回追加をさせていただくと

というようなものでございますので、これをもってほかはないのではないかとというようなところでございますので、御理解いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（子安健司君） 1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） 今のスポーツ団体と言われましたけど、これって今、スポ少と言われましたよね。スポ少の助成とこれとはどういう違いというか、助成金が出てスポ少にも団体から行っているんじゃないんですかねと思うんですけど。

○議長（子安健司君） 兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） スポーツ少年団につきましては、小学校までということでの指導がなされているということでございまして、この地域クラブ活動につきましては、あくまで中学校の生徒を主体とする指導ということでございます。その中学校の部活の延長線上で指導がなされている団体につきましては、そういった指導がなされている場合につきましては助成をさせていただくというものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

9番 川瀬方彦君。

○9番（川瀬方彦君） 56ページ、小学校・中学校費、両方とも入っているんですけど、パソコンのOSのバージョンアップ、ウィンドウズ7からウィンドウズ10に、パソコン教室の部分で、ハードはそのままソフトだけを変えるという御説明だったと思うんですが、もう一度確認で、台数の何台分ということと、その下のウイルス対策ソフトウェアライセンス料に関して、ライセンス契約は何年契約をされているのかを教えてください。

○議長（子安健司君） 兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） パソコン教室の、まず台数についてでございます。

関ヶ原小学校が34台、関ヶ原中学校も同じ34台、今須小中学校につきましては共用という形で16台ということでございます。全て教員用のパソコン1台を含んでいるというようなものでございます。

なお、ウイルス対策ソフトウェアの更新につきましては、1年契約ということでございます。今年度追加で1年更新させていただきたいというものでございます。よろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（子安健司君） 9番 川瀬方彦君。

○9番（川瀬方彦君） 複数年契約することによって単価が抑えられるという部分が十分考えられると思うんですが、そのあたりの検討はどのようにされたのか教えてください。

○議長（子安健司君） 兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） ウイルス対策ソフトの件だと思いますが、契約上、これは複数年度ができないということで、1年契約ということでよろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 2番 室義光君。

○2番（室 義光君） 57ページですが、歴民の関係ですが、これは確認申請の手数料が2万1,000円ということですけど、今度新しい予算の中で改修が7,000万円ぐらい出ておったと思うんですけど、その準備作業の確認申請手数料ということで上がっておるわけですか。

○議長（子安健司君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 歴史民俗資料館以外にレンタサイクル部分の棟も建てる予定をしておりますので、その手数料を少しちょっと早目に出させていただくということです。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は10時40分をお願いいたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時40分

○議長（子安健司君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第18 議案第7号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第18、議案第7号 平成30年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第7号について御説明申し上げます。

人件費、療養給付費等の実績に伴う精算等734万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億9,142万1,000円とする平成30年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、住民課長から説明いたさせます。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 議案第7号 平成30年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

まず、歳出の64ページをお願いいたします。

総務費の一般管理費でございますが、この人件費につきましては4月の当初の人事異動に伴います減額補正でございます。

次の保険給付費の退職被保険者等療養給付費及び退職被保険者等療養費と、次の高額療養費の退職被保険者等高額療養費でございますが、これにつきましては、今後の給付見込みによりまして減額をさせていただくものでございます。

続きまして、65ページでございます。

基金積立金でございますが、これは基金の利子分を条例に基づきまして積み立てるものでございます。

次の諸支出金の償還金でございますが、平成29年度特定健康診査保健指導県負担金の金額が確定しまして、それに伴いまして償還金が発生いたしましたので、その償還金額21万円を補正させていただくものでございます。

続きまして、63ページの歳入でございます。

県補助金でございますが、保険給付費の減額に合わせまして、合計額459万円を減額するものでございます。

次に、財産運用収入の利子及び配当金でございますが、基金利子を基金条例に基づき国保会計の歳入に計上するものでございます。

次の他会計繰入金の一般会計繰入金につきましては、一般管理費の人件費の減額に伴います職員給与費等繰入金の減額でございます。

最後の繰越金、その他繰越金でございますが、健康増進指導事業費の人件費分の増分7万円と償還金の増分21万円の合計28万円を増額補正するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第8号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第19、議案第8号 平成30年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第8号について御説明申し上げます。

居宅介護サービスの給付費や計画給付費の増加と施設介護サービス給付費や特定入所者介護サービス費等の減額など、2,226万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億381万9,000円とする平成30年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めたので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、住民課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 議案第8号 平成30年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

まず歳出、73ページをよろしくお願いいたします。

総務費、一般管理費でございます。これにつきましては、本年度に実施しました介護保険制度改正に対応しますシステム改修費に対しまして、国庫補助金の交付が決定がございましたので、その交付額36万4,000円につきまして、財源を繰入金である一般財源から国庫支出金に変更させていただくものでございます。

続きまして、保険給付費の介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費につきましては、訪問看護費、短期入所費などの利用が伸びたことによりまして、予算額に不足を生じる見込みとなりましたので、500万円の増額補正をさせていただくものでございます。

次の施設介護サービス給付費につきましては、特養の利用者の入れかわりなどで、介護度の比較的低い方の利用が進んだためと思われますが、予算に余りが生じる見込みとなりましたので、2,300万円を減額補正させていただくものでございます。

次に、居宅介護サービス計画給付費でございますが、利用者の増加によりまして、予算額に不足を生じる見込みとなりましたので、200万円の増額補正をさせていただくものでございます。

次に、74ページでございます。

特定入所者介護サービス等費の特定入所者介護サービス費につきましては、これに該当します方の減少によりまして予算額に余りが生じる見込みとなりましたので、500万円の減額補正をさせていただくものでございます。

次の基金積立金でございます。これにつきましては、まず基金の利子分が4,000円でございます。それと今年度、国から各市町村の地域支援事業に対しまして、保険者機能強化推進交付金というものが交付されることになりました。本町につきましては82万8,000円が交付されることになりましたが、規定により地域支援事業費の財源として充当するととなりますので、現在、地域支援事業の各事業の財源としております保険料の一部82万8,000円が余剰となりましたので、その保険料分を、これも国の規定でございますが、基金に積み立てさせていただくものでございます。

次、以下でございます地域支援事業費につきましては、人件費の減額補正と、今ありました国の保険者機能強化推進交付金でございます82万8,000円を各事業へ案分して充当させていただくため、財源を保険料である一般財源から国庫支出金に変更をさせていただくものでございます。

続きまして歳入、70ページをよろしくお願いいたします。

歳入につきましては、若干飛ばさせていただく部分がございます。

まず、下から3行目でございます国庫支出金の介護保険国庫補助金につきましては、本年度実施しましたシステム改修に対しまして国庫補助金の交付決定がされましたことによりまして、36万4,000円の補正でございます。

また、その2つ下の行になりますが、保険者機能強化推進交付金でございます。地域支援事業への充当を条件に国から交付される交付金でございますが、82万8,000円の交付決定がありましたので、補正させていただくものでございます。

続きまして、72ページのほうをお願いいたします。

財産収入でございます利子及び配当金でございますが、これにつきましては、基金利子を基金条例に基づきまして介護保険会計の歳入に計上するものでございます。

あと最後の行となりますが、繰入金の一般会計繰入金のその他一般会計繰入金でございます

が、介護保険システム改修の国庫補助金36万4,000円の計上により、事務費繰入金を同額減額するものでございます。

あと、残りのその他の歳入でございますが、これにつきましては、歳出の保険給付費及び地域支援事業費の補正額に合わせまして、その負担割合というのが決まっておりますので、その負担割合に基づきまして、それぞれの項目で補正をさせていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第9号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第20、議案第9号 平成30年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第9号について御説明申し上げます。

農業集落排水施設へのつなぎ込みによる取り付け管設備工事を見込んでおりましたが、申請がございませんでしたので、実績により工事請負費30万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,390万円とする平成30年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を定めますので本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第10号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第21、議案第10号 平成30年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第10号について御説明申し上げます。

今須農業集落排水事業減債基金の基金利子の増によるもので、7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,963万8,000円とする平成30年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を定めたので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明については省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第11号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第22、議案第11号 平成30年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第11号について御説明申し上げます。

昨年の西日本豪雨の影響による建設資材等の供給おくれにより、公共下水道事業建設工事の年度内完成が困難であるため、繰越明許費の設定と工事に伴う上水道布設がえ工事の負担金140万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億3,017万5,000円とする平成30年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を定めたので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 岩田水道環境課長。

○水道環境課長（岩田英明君） それでは、議案書の90ページをお願いいたします。

下の歳出から参ります。

公共下水道費、公共下水道建設費の工事請負費ですが、こちらは単独面整備管渠工事分の管路施設耐震補強工事における仮設排水変更などに伴う増が300万円、公共ます設置工事、3件分の減による減額が300万円、続いて負担金補助及び交付金の140万円ですが、こちらは玉農集統合に伴う管渠接続工事に支障となります上水道管布設がえ工事に係る負担金の不足分でございます。

続きまして、上の歳入の町債、下水道事業債330万円の減ですが、こちらは当初7,210万円の予定をしておりましたが、一次要望で要望しました6,880万円、こちらからの二次要望を事務がちょっと漏れておりました関係で、申しわけございませんが、330万円の減額補正となります。

その上の繰入金、一般会計繰入金につきましては、事業債の減額分と歳出の増額分に対して、一般会計から470万円の繰り入れをさせていただき補正でございます。

続きまして、88ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費、公共下水道費の上段、公共下水道施設管理事業の430万円ですが、こちらは、本日専決事項として承認第5号で報告をいたしました東町1号マンホールポンプ修繕の年度内完了が困難なため、繰り越しをさせていただきものでございます。

その下、公共下水道建設事業の7,600万円ですが、こちらは工事3件分の合計でございます。

1件目は繰越額2,100万円の浄化センター耐震工事でございます。こちらは設計から発注、施工監理まで一括で日本下水道事業団に委託をしております。これまで一般競争入札などを行ってきておりますが、契約になかなか至らず、つい昨日、やっと契約ができたということで報告を受けました。そのため年度内完了が見込めませんので、協定期間の延長申請がございましたので、繰り越しをさせていただくものでございます。

2件目は、玉農集統合に伴う管渠接続工事費に係る繰越額2,500万円と、3件目の玉農集統合に伴うマンホールポンプ設置工事に係る繰越額3,000万円です。この2件の工事につきましては、先ほど説明ございましたように、昨年、西日本を襲った豪雨災害の影響によるマンホールポンプの納品おくれが原因で、年度内完了が困難となったため、繰り越しをさせていただくものでございます。

その下の第3表、地方債補正につきましては、先ほど説明させていただいたとおりでございます。

説明は以上とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） 今、課長さんの説明でわかったんですけども、議案第5号で繰入金の変更が出たときにも思ったんですけど、下水道事業債の減のためというのはなぜかということも思ったんですけど、今説明を聞きました。

当初予算で起債を6,120万円、これを国庫の減で6,880万円にしてあります。9月の補正で6,880万円を補正で7,210万円にしてあります。今回、7,210万円をまた6,880万円に戻してあります。工事費は全然変わっておりません。これなぜかと、これは何でこういうことが起きるかということをお聞きしたいのと、これ、いわゆる起債を借りれば交付税に算入されます。それを一般財源の繰入金で対処しようとしていること自体がちょっと僕は残念に思います。

それから、繰越明許の88ページですけど、今、理由を聞きました。これ、マンホールに関しては、管理事業で繰り越しというのは初めてのことだと思います。ただマンホールポンプの関係でできないというのを聞きましたのでわかりました。

それから、この下水道事業の建設事業の7,600万円ですけど、これはまるきり工事費全額ですよ。全額の繰り越しですよ、これ。予算額同額。これも理由は理由でこうやってあるんですけど、そういうことを1年間、要は事業計画を立てておいて、まるきり全額を次の年に送る。ことし何をやっていかというような補正なんですよね。こんな、僕らは余り、これは言っても仕方がない話なんですけど、こういうことが起きること自体、やはりもうちょっと考えたほ

うがいいんじゃないかな、これは質問じゃなくなっちゃったんですけど、と思います。

ただ補正を、起債に関しては、要はこういう申請漏れとか、そういうことが起きること自体、やはりもうちょっと気をつけてほしいです。このことに対して、ちょっと町長の意見だけ聞きます。どうぞ。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 事務のほうの若干手違いというもので、今回このような、申しわけない補正ということをしていただいたところでございます。そのほかの部分につきましても、昨今の建設工事等に伴う需要、また職員の不足、これらが当初見込んでいた工事設計というか、工事費、これらを大幅に上回らなければなかなか受けてもらえないという、そういう状況の中で実施がなかなかできなかったということに対しては、本当に建設費の動向をもっときちっと見きわめなきゃいけなかったというところでは反省をいたしておるところでございますが、何分、前年に行った実績も参考にしながらさせていただいたというところもでございます。そこら辺で聞きますと、前年の工事では、非常に納期もなかったような状態で、次のときには、とてもじゃないけど受けられなかったというような話も聞いておりますので、そこら辺の積算の段階から、もうちょっときちっと状況を見ながらやるべきであったということで反省をいたしておるところでございます。

そういった意味で、今後につきましても、今言いましたようなことを参考にしながら、十分に精査をしてまいりたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

7番 澤居久文君。

○7番（澤居久文君） ちょっと聞き忘れたのか、聞き違えたのか覚えませんが、集排の関係のポンプで繰越明許と言われたんですが、場所の、どこのポンプのことでしょうか。

何が言いたいかという、おくれて繰り越しをするんですが、その関連で玉地内に農作業に影響がない範囲かどうかだけちょっと確認したいんです。

○議長（子安健司君） 岩田水道環境課長。

○水道環境課長（岩田英明君） マンホールポンプにつきましては、今、玉農集の統合、接続工事の現場でございますので、旧北保育園の近く、また南の現場になります。

ちょっと心配されている件につきましては、影響はないのかなというふうには考えておりますが、よろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第12号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第23、議案第12号 平成30年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第12号について御説明申し上げます。

収益的収入に、他会計負担金及び退職給付費引当金の精算に伴う614万9,000円を追加し、収益的支出では、下水道工事に伴う修繕費や賞与引当金繰入額など144万円を追加する平成30年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第8号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 岩田水道環境課長。

○水道環境課長（岩田英明君） それでは、議案の93ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の支出から参ります。

水道事業費用、営業費用、配水及び給水費の修繕費140万円です。こちらは玉農集統合に伴う管渠接続工事に支障となる上水道管布設がえの費用でございます。

次に、総係費、賞与等引当金繰入額2万2,000円ですが、こちらは職員の人事異動に伴う引当金の補正となります。

同じく貸倒引当金繰入額1万8,000円ですが、こちらは不納欠損に充てる引当金の補正となります。

続きまして、収入の営業収益の負担金140万円ですが、こちらは公共下水道事業特別会計からの布設がえに伴う負担金となります。

次に特別利益、その他特別利益474万9,000円ですが、こちらは職員の人事異動に伴う退職給

付引当金の戻入益によるものとなります。よろしくお願いをいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第13号から日程第59 議案第48号までについて（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第24、議案第13号 指定管理者の指定についてから日程第59、議案第48号 平成31年度関ヶ原町水道事業会計予算までの36議案を一括して議題といたします。

議案の説明に入る前に、町長から所信表明を行っていただき、その後、平成31年度の施策方針、提出議案の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それでは、所信表明をさせていただきます。

ちょっと長いですが、よろしくお願いをいたします。

本日、平成31年第1回町議会定例会が開催され、平成31年度予算を初め、関係議案を提出し、御審議を願うに当たり、当面の町政運営について、私の所信の一端を述べたいと存じます。

内閣府が発表した2月の月例経済報告によると、景気認識を示す基調判断を景気は緩やかに回復しているとしており、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種施策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されているとする一方、通商問題の動向が世界経済に与える影響や中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があると指摘しています。

これを受けた国の政策の基本的態度は、東日本大震災からの復興・創世及び平成28年熊本地震からの復旧・復興に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくため、経済財政運営と改革の基本方針2018、未来

投資戦略2018、さらに、全ての世代が安心でき、活躍できる全世代型社会保障制度を実現するため、労働制度を初め制度全般の改革を進め、また10月に予定されている消費税率引き上げを控え、経済財政運営に万全を期すとしております。

国の平成31年度予算は、現下の重要な課題に的確に対応しつつ、経済再生と財政健全化を両立する予算となっており、10月に予定されている消費税の増収分を活用し、全世代型の社会保障制度への転換に向けて、幼児教育の無償化を初め、社会教育の充実のために所要の経費が計上されております。

また、消費税率の引き上げに伴う需要変動を平準化するため、通常分の予算に加え、臨時・特別の措置を講じることとし、中小小売業等に関するポイント還元や低所得・子育て世帯向けのプレミアム付商品券などの対策が盛り込まれております。

県においては景気は緩やかに回復しているものの、一部の業種では厳しい状況が続いているほか、先行きについては、海外景気の動向や今年度発生した災害が与える影響にも注視していく必要があります。ことし10月に予定されている消費税率の引き上げの影響など、税収動向は不透明な状況にある中で、社会資本の老朽化や社会保障関係経費の自然増への対処に加え、新たな清流の国ぎふ創世総合戦略の策定に向けた議論等を踏まえ、10年先も見据えた重要な政策課題に対応していかなければならないなど、県財政は歳入歳出の両面において不透明で、多くの課題を抱えている状況にあります。

その中で、新たな古戦場のシンボルとなる岐阜関ヶ原古戦場記念館及び周辺施設の整備推進について予算が配分されていることに関しては、当町としても非常に期待しているところであります。

このような厳しい経済情勢の中、関ヶ原町は平成28年3月に策定した行財政改革大綱などに基づき、歳出削減と歳入確保を中心とした行財政改革の推進に取り組んでいるところでありますが、今後の町財政の収支状況は、歳入面では一般財源の大半を占める町税、地方交付税が、国の行財政改革や経済動向に左右される部分が大きく不透明であり、特に町税については、人口流出と少子高齢化による生産年齢人口の減少傾向は続く予想されており、伸びは期待できない状況にあります。歳出面でも高い高齢化率を反映し、扶助費や介護給付費等、特別会計への繰出金の増大が避けられない状況であるほか、グランドデザイン事業や関ヶ原町総合計画、現在策定中の公共施設個別施設計画に基づく事業推進に加え、関ヶ原診療所の経営安定化など、財源の確保が財政運営上大きな課題となっています。

健全な財政運営を継続するため、町税等の滞納処分や町有財産の有効活用、ふるさと納税制度等による自主財源の確保とともに、限られた財源を効率的に活用するため、これまでの行財政改革の取り組みをさらに強化し、よりめり張りのきいた行政運営に取り組んでまいり所存でありますので、議員諸兄を初め、町民の皆様の御理解と御支援をお願いする次第であります。

私は、平成31年度の予算を編成いたしました。人口減少・少子高齢化の進展、公共施設・インフラ資産の老朽化、診療所の経営安定化、新水源の確保等、懸案事項が山積する中で、今後の財政状況を見きわめつつ、地域の特色を生かし、真に必要とすることを重点的かつ効率的に推進し、関ヶ原町総合計画にも掲げられた行政施策を創意と工夫を持って取り組んでいくことを旨とし、的確に事業を選択し、予算編成したところであります。議員諸氏の御理解と御支援、御協力をお願い申し上げます。

それでは、新年度における基本方針を申し上げます。

最初に、地域資源を生かした活力あるまちづくりであります。

まちの魅力の向上と観光交流人口の増加に向け、県と連携のもと関ヶ原古戦場グランドデザインに基づき、史跡地の整備を引き続き推進し、古戦場の景観整備に努めてまいります。また、県の岐阜関ヶ原古戦場記念館の整備に合わせ、歴史民俗資料館の改修を進めるとともに、ソフト面においては、観光協会等との連携のもと、既存観光資源の一層の充実・活用や観光PR活動の強化を初め、魅力ある観光地づくりに向けた多面的な取り組みを積極的に進めていきたいと考えております。

また、企業立地促進条例の対象を拡大し、飲食・宿泊施設の誘致や新規施設の町内への立地促進を図るとともに、中小・小規模事業者等の振興による地域経済の活性化にも取り組んでまいります。

次に、健康で生涯暮らせるまちづくりであります。

安心して子供を産み育てられることができる地域づくりに向け、福祉医療費助成を拡充し、子育て環境の充実を図ります。

一方、高齢化が確実に進行する中、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、介護予防、生活支援サービスの充実とともに、認知症対策や地域での支え合い活動の支援を図り、また、老人クラブ等と連携し、高齢者の生きがいづくりや高齢者の社会参加を促進する環境づくりに努めてまいります。さらに、住民一人一人が健康寿命を延ばし、生涯にわたって生き生きと過ごせるよう、健全な生活習慣の確立に向けた、健康づくり意識の高揚と主体的な活動の促進、健康診査・指導、健康教育等の充実など、保健サービスの充実を図ってまいります。

関ヶ原診療所については、今後も継続的に多額の繰り出しが必要な状況にあります。移行後2年間の実績を踏まえ、今後のあり方も含め、多角的な検証が必要であると考えております。患者様の信頼を受ける診療体制と、効率的で健全な経営を目指し、業務改善により一層努力してまいります。

次に、快適で利便性のあるまちづくりであります。

将来の企業誘致等に向け、用途地域内の土地利用の見直しや企業立地の適地選定等を進めており、今後も継続して受け入れ体制の強化を図るとともに、周辺環境と調和した歴史景観の形

成に向けた景観条例の制定を進めていきたいと考えています。

また、移住・定住施策では、民間宅地開発の促進を図るため、現行補助制度の見直しを行い、より活用しやすい制度とするとともに、住宅取得助成制度を拡充し、転入の促進・転出の抑制を図ってまいります。その他、住民の安らぎ・憩いの場、子供の遊び場等の確保として、身近な公園の整備についても取り組んでいく必要があると考えております。

次に、安全・安心に暮らせるまちづくりであります。

快適な住民生活に欠かせない安全な水の安定供給に向け、第4次拡張事業を着実に進め、ライフラインとしての施設の充実に努めてまいります。

また、防災体制の強化・確立として、引き続き消防団員の確保に努め、消防資機材の充実や研修・訓練の充実など、消防団の活性化を推進するほか、公共施設の耐震化、食糧・飲料水・備蓄品等の確保、緊急時の情報通信体制の充実を図るとともに、地域における自主防災組織の育成・強化を進めていきたいと考えております。

次に、心豊かな人を育てるまちづくりであります。

児童・生徒数の減少に伴い、小・中学校の小規模化が進み、学校の適正規模・適正配置が課題となってきました。学力・体力の向上を初め、児童・生徒一人一人の能力を伸ばす教育の推進とともに、心の問題への対応、特別支援教育の充実に努めるとともに、安全・安心な学校づくり、児童・生徒数の減少に対応した学校施設整備など、総合的な取り組みを一体的に進めていく必要があると考えています。

外国語教育を初め、ふるさと教育、キャリア教育、情報教育など、時代の変化に対応した教育内容の充実を図り、児童・生徒一人一人の可能性が最大限に発揮し、次代を担う人材として成長していくことができるよう、特色ある教育の推進や確かな学力の向上に努めてまいります。

最後に、住民と行政が協働するまちづくりであります。

地方分権・地方創生の時代において、限られた資源を有効に活用し、自立性の高い行政経営を進めていくためには、中長期的な見通しに立った行財政改革を進めるとともに、民間活力の活用、事務事業の見直し、自主財源の確保など効果的・効率的に進める必要があります。複雑化、多様化する行政ニーズに的確に対応し、住みよいまちづくりを進めていくためには、住民と行政とが知恵と力を合わせ、協働のまちづくりを進めていくことが必要不可欠だと考えています。住民・行政ともに意識改革を行いながら、住民と行政との情報・意識の共有化や多様な分野における参画・協働の仕組みづくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、申し上げました基本方針を念頭に置きながら、新しい時代のまちづくりのために、皆さんと一緒に知恵を絞り、気概を持って取り組む覚悟でありますので、議員各位を初め町民の皆様には私の決意と気持ちを御理解いただき、温かい御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

続いて、今回提案をいたしました議案についてであります。

初めに、議案第38号から議案第48号までの平成31年度予算について説明申し上げます。

本町の財政は、まだまだ先行き不透明な経済環境や財政政策の中で、税収や特に基金残高、起債残高、実質公債費比率の推移を見ながら、さらに徹底した行財政改革が必要になってきております。

平成31年度予算編成に当たっては、歳出改革の一層の推進を図り、全会計とも歳出全般にわたる徹底した見直しを行ったところであり、経常経費の簡素化・効率化を図る一方、施策の創意工夫と改善を図りながら財政運営の合理化・適正化に意を払ったところであります。

このような結果として、平成31年度の予算規模は、一般会計38億円、特別会計等で36億8,622万7,000円、予算総額74億8,622万7,000円となったところであります。予算の大要、歳入歳出の項目別の説明につきましては、この後、担当課長が行います主要事業等の説明にも出てまいりますので、平成31年度予算提案説明、予算編成の経過に添えて、別途配付することで説明とさせていただきますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、続いて議案第13号から議案第37号について順次御説明を申し上げます。

議案第13号の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

指定管理者制度に基づき、さくらんぼの家について、運営形態を障害者生活介護事業に変更することに伴い、新たに指定管理者を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものでございます。

議案第14号 関ヶ原町公告式条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

関ヶ原町議会傍聴人取締規則の見直しにより、新たに関ヶ原町議会傍聴規則が制定されたことに伴い、本条文中の文言を改正するものでございます。

次に、議案第15号 関ヶ原町内部組織設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づき、文化財の保護に関する事務の所管がえを行うため、所要の改正を行うものでございます。

議案第16号 関ヶ原町犯罪被害者等支援条例の制定について御説明申し上げます。

犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者支援に関する施策の策定、及び犯罪被害者等の経済的負担の軽減等について規定を整備するものでございます。

次に、議案第17号 関ヶ原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、時間外労働の上限規制などの人事院規則の改正に伴い、規則で定める措置を講ずるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第18号 関ヶ原町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例については、学校教育法の一部が改正されたことに伴い、条文中における項ずれを改正するものでございます。

次に、議案第19号 関ヶ原町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

ゲティスバーグ、またワートルローと、それぞれ姉妹古戦場協定を締結したことにより、今後の交流や情報交換などを推進するに当たり、現在では国内旅行規定のみでありますので、外国旅行の旅費規程を追加する所要の改正を行うものでございます。

議案第20号 関ヶ原町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

事業項目において、関ヶ原町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標に沿った内容としておりましたが、今年度からスタートした関ヶ原町総合計画の基本目標に沿った内容とするため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第21号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

軽自動車税において、納税通知書の発送から納付期限までの期間の確保や納付期限が大型連休に重ならないよう、納税者の利便性向上を図るため、納付期限を1カ月延期し、5月11日から同月31日までに改正するものでございます。

議案第22号の関ヶ原町特別会計条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

玉農業集落排水事業の処理施設を廃止し、公共下水道施設へつなぎ込みを行うことにより、4月以降は公共下水道事業特別会計での運営となることに伴い、玉農業集落排水事業特別会計を削除する所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第23号 関ヶ原町運動広場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

ゲートボール、ペタンク場が旧北小学校体育館跡地へ移設整備が完了したことに際し、関ヶ原町北部運動広場のスポーツ施設として管理を行うため、所要の改正を行うものでございます。

議案第24号 関ヶ原町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について御説明申し上げます。

現在、文化財保護に関することは教育委員会が担い、活用に関することは町長部局が担っております。今回、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、職務権限の特例において文化財の保護に関する事務について、条例を定めることにより地方公共団体の長が管理及び執行することができるように改正されたことに伴い、文化財を関ヶ原古戦場ランドデザインの推進やまちづくりに生かしつつ、保存と活用を一体的に推進するため、本条例を整備するものでございます。

議案第25号 関ヶ原町文化財保護条例の制定について御説明申し上げます。

先ほどの議案第24号でも申し上げましたとおり、条例制定に伴い、新たに文化財保護条例を整備するものでございます。

議案第26号 関ヶ原町文化財保護審議会条例の制定について御説明申し上げます。

こちらにつきましても、先ほどの議案第24号で御説明申し上げました条例制定に伴い、文化財保護法の規定に基づき、新たに文化財保護審議会条例を整備するものでございます。

議案第27号 関ヶ原町歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例については、先ほどの議案第24号の条例制定に伴い、地方公共団体の長が管理及び執行することに伴い、条文中の文言について所要の改正を行うものでございます。

議案第28号 関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

子育て家庭の経済的支援のため、乳幼児等の定義において、満18歳まで対象年齢を拡充いたしたく、所要の改正を行うものでございます。

議案第29号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令に伴う改正に伴い、保険賦課額を引き上げる改正、及び賦課割合の変更等、所要の改正を行うものでございます。

議案第30号 国保関ヶ原診療所事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

関ヶ原診療所において、現在休診させていただいております循環器内科について、医師の確保が困難であることや患者さんの受診状況も鑑み、診療科目を削除するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第31号 国保関ヶ原診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

関ヶ原診療所における死体検案料について、医科点数による算定方式により料金を算出しておりますが、診療報酬の改定ごとに金額が変動し、利用者にとってもわかりづらいことから、料金を定額に見直しをさせていただくものでございます。また、室料の名称については字句の訂正を行う改正でございます。

議案第32号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

介護保険法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第33号 関ヶ原町農業労働力調整協議会条例を廃止する条例については、この関ヶ原町農業労働力調整協議会は関ヶ原町農業委員会に設置されているものでございますが、高度成長期に農業とその他の産業間における就業条件等を協議することにより調整を図っておりましたが、制定後年数が経過し、現在においてはその役割を終えているため、廃止をするものでござ

います。

議案第34号 関ヶ原町土地改良事業等分担金徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

これにつきましては、土地改良法の改正に伴い、項ずれが生じたので、所要の改正を行うものでございます。

議案第35号 関ヶ原町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について御説明申し上げます。

小規模企業振興基本条例の公布に伴い、中小企業及び小規模企業の振興に関し基本理念を定め、振興に関する施策を推進するとともに、商工会、金融機関及び町がそれぞれについて相互理解を深めることにより成長発展を促し、地域経済への活性化及び町民生活の向上を図るため、整備を行うものでございます。

議案第36号 関ヶ原町企業立地促進条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

企業立地の促進を促すため、対象事業施設に宿泊施設、飲食施設を追加するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第37号 関ヶ原町水道法施行条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

これにつきましては、学校教育法の一部を改正する法律及び技術士法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第38号、議案第39号につきましては、今須農業集落排水事業、また公共下水道事業の各特別会計への繰入金の額を定めるものでございます。

以上、一括上程されました議案の説明を終わらせていただきます。

なお、引き続き担当課長に詳細説明をいたさせますが、一部議案につきましては説明を省略させていただきます。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（子安健司君） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時38分

○議長（子安健司君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまから順次説明を求めますが、議案によりましては説明を省略することもありますので、御了解をお願いいたします。

議案第13号 指定管理者の指定については、詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第14号 関ヶ原町公告式条例の一部を改正する条例については、詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第15号 関ヶ原町内部組織設置条例の一部を改正する条例については、詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第16号 関ヶ原町犯罪被害者等支援条例の制定について、詳細説明を求めます。

澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 議案第16号 関ヶ原町犯罪被害者等支援条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

議案書の103ページをよろしくお願ひいたします。

本条例は、犯罪被害者等基本法に基づきまして、犯罪被害者等の権利、利益の保護を図るため、町、町民及び事業者の責務を明確にするとともに、犯罪被害者等支援のための総合的な施策を推進するものでございます。

条例の制定といたしましては、町としての意思を明確に示すとともに、町民に対し、犯罪被害者等及びその支援について関心を喚起し、町民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的として、第1条に定めてございます。

第2条では、本条例における用語の意義を1号から5号において定めております。

次に、第3条でございます。こちらは、犯罪被害者等基本法の第3条の第1項から第3項までに準拠し、加えて二次的被害についても最大限に配慮することを基本理念として規定をしているものでございます。

次に、第4条でございます。こちら、第1項では基本理念にのっとり、適切な役割分担を踏まえた犯罪被害者等を支援するための施策の制定及び実施しなければならないこと、また、第2項におきまして、関係機関等との連携及び協力をするという町の責務を規定しているものでございます。

次に、第5条では、町民の責務を規定してございます。犯罪被害者等は、地域に生活をされ

ている住民であり、その支援には町民の協力が必要不可欠でございます。また、事件による直接の被害でなく、周囲の人の無理解などによって二次的被害を受ける場合もございます。そのため、町だけではなく、犯罪被害者等を取り巻く町民に対し、二次的被害の発生防止に努め、町が実施する施策に協力することを責務とするというものの内容となっております。

104ページをよろしく願いをいたします。

第6条では、事業者の責務を規定してございます。犯罪被害者等への支援には、事業者の協力が不可欠でございます。そのために、町だけではなく、犯罪被害者等を取り巻く事業者に対して、二次的被害の発生防止に努め、町が実施する施策に協力することを責務とするものを定めてございます。

次に、第7条では、相談及び情報の提供等でございます。こちらにつきましては、犯罪被害者等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、関係機関等との連携、連絡調整を行うなど、必要な施策を行うことを規定してございます。

次に、第8条の経済的負担の軽減等でございますが、犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るため、経済的な支援等について規定してございます。

次に、第9条の広報及び啓発でございます。こちらは、犯罪被害者等の支援や二次的被害防止のためには、町民の方々に対し、理解を深めることが必要でありますので、犯罪被害者等に関する情報の提供、また啓発活動を行うことを規定しているものでございます。

最後になりますが、第10条では規則への委任を定めており、平成31年4月1日からの施行を行うものでございます。

簡単ではございますが、詳細説明とさせていただきます。何とぞ御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 楠達男君。

○8番（楠 達男君） 支援条例そのものの制定については全く異論はないんですが、ただちょっと確認というか、教えていただきたいのは、定義の中の第2条で、(3)で、経済的な損失という表現があり、それを受けて、今度は次のページ、104ページにも、第8条では犯罪被害者の日常生活に支障の来すことがないよう犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るという文言、こういう趣旨があるんですが、実際にそういうことがあった場合に、町としてはどういう経済的に支援を考えてみえるのか、こういうことをできるんだということがここには触れてありませんので、少しそういう考え方について、経済的負担というのはどういうことを意味し、具体的にそういう事案が発生したときに、どういう経済的負担をするつもりなのかということにつ

いてお答えをいただきたいと思います。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 第8条の関係だと思えます。こちらの経済的負担の軽減というような施策でございますが、これは規則のほうで定めてございます。

まず、犯罪被害等によって、くしくも死亡された方への遺族への支援金といたしまして30万円、また、犯罪等によってけがをされた、受傷病の場合につきましても、受傷病の対象者に対しまして支援金10万円を規定してございます。

[挙手する者あり]

○議長（子安健司君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 第6条、事業者の責務についてです。

働いている方が被害に遭った場合、また、その家族が働いている場合、事業者の支援というのは本当に必要だなと思っているんですが、この事業者というのはどこまでの範囲に及ぶんでしょうか。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 事業者はどういう事業者かというようなことだと思いますが、今、本条例中、先ほど御説明をして、大変省略をさせていただいたところかと思えます。第2条のほうの定義のほうで、第4項になると思えますが、事業者という定義がございまして。こちらは犯罪被害に遭われた方、当事者であっても御遺族であってもというようなことではございますが、そういう方々を雇用している町内で事業活動を行う法人その他の団体というような定義をしてございます。町内の事業所になると。町としても、そういう支援については町の支援、また先ほど申しました町民の理解、あと、当然働かされている方については、その場所、いわゆる事業所での支援というものが必要になろうかと思えますので、事業所においても、そういう二次的被害が起きないように努めていただくというような形で責務の規定をしているというようなことではございます。

[挙手する者あり]

○議長（子安健司君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 多くの方が町外に勤めに出ていると思うので、私はそういう他市町との連携というのも必要かなと思っておりますが、そういうところはどこか規則か何かに入るのでしょうか。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） まず、ほかのまちとかというふうなことだと思うんですが、第7条のほうで、この条例を設けることによって関係機関と連絡調整を図るというようなことにも取り組んでまいりますので、そのあたりはこの条例をもって積極的に情報共有等はしていきたい

というふうに考えてございます。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第17号 関ヶ原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。

澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 議案第17号の関ヶ原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案資料の5ページをお願いいたします。

まず、5ページの第3条第4項第1号のところにつきましては、項から号への字句の改正で

ございます。

6ページをお願いいたします。

6ページの8条、正規の勤務時間以外の時間における勤務でございますが、提案説明にもございましたが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律によりまして、時間外労働の上限を規制する人事院規則の改正が行われることに伴い、本町においても、規則において時間外勤務を命ずる時間数及び月数の上限を定めたいので、本条例におきましては、第3項で新たに規則に委任する規定を設ける改正でございます。何とぞ御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第18号 関ヶ原町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例については、詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第19号 関ヶ原町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明を求めます。

澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 議案第19号 関ヶ原町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する

条例について説明を申し上げます。

議案資料の8ページをよろしくお願ひいたします。

第2条の第4号におきまして外国旅行の意義を定め、以下5号から7号におきましては号ずれを改正する内容でございます。

次に、同条の第3項においては、今、先ほど御説明しました第1項の改正に伴う改正でございます。

次に、第3条の第3項及び第5項、また、次のページの、9ページの第4条の第3項につきましては、文言の改正となっております。

次に、第3章といたしまして、外国旅行の旅費について、新たに規定を設けるものでございます。

第21条の2におきまして、外国旅行の旅費については、岐阜県職員等旅費条例の規定に準ずる旨を規定してございます。

同条第2項では、外国旅行に伴う宿泊料及び食卓料を定めてございます。

次に、第3項におきましては、諸経費の支給について規定をしている内容となっております。

次に、第3章を外国旅行の旅費と定める改定を行うことに伴い、雑則を第4章に改正をするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願ひをいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） これは岐阜県の職員等旅費条例に準じてやるということですけど、この金額はそれに合わせてみえるのかということと、それから、今の国内旅行に関しては、区分が3つに分かれていますよね。これは2つなんですけど、そこら辺はどうなんですか。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） まず、金額につきましては、岐阜県の準則に合わせた金額をとってございます。

あと、区分の中では、確かに国内は3つに分けてございますが、その特殊性と申しますか、そういうところを考えると、今回については、区分については2つの区分で設定をしてございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） 町長等の職務にある者というのは、今の1個目の町長等で、5級とその他と分かれていますよね、町内規則で。町長というのは今まで同じ条件ですね。わかりました。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 室義光君。

○2番（室 義光君） 単純に1人のことなんですけど、この食卓料に関して、これは同じ場所で同じ食卓、例えば町から2人なら2人行かれますね、何でこれ、県がそうなおでというのと、同じものを食ってその補助率が変わるんですか。それはちょっと不公平があるんじゃないかなとちょっと思うんですけど。町長はうまいもんを食って、ほかの職員は安いものを食べよと、補助率が違うということは、そういうことでしょうか。県がそうならしょうがないですけど。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） まず、国内でも同じようなふうに分かれてはございます。現在の規定でも。

それと、あと分かっている、確かにそうかと思えます。ただ、必ずしも町長と町長以外のその他の職務にある者が必ず同じ場所でとるとも限らないということもございますので、その辺御理解を賜りたいと思えます。

○議長（子安健司君） ほかに、質問はよろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は1時ということでよろしく願いいたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

○議長（子安健司君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第20号 関ヶ原町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。

吉田監理官兼企画政策課長。

○監理官兼企画政策課長（吉田和司君） それでは、議案第20号 関ヶ原町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

議案資料の11ページをよろしく願いをいたします。

第2条の基金として積み立てる額は、改正前は、寄附金額と基金利息を歳入歳出予算に計上して積み立てをしておりましたが、改正後は、寄附金額のうち一般会計歳入歳出予算で定める額として、当初見込んだ寄附金額を超過した額を積み立てることを想定しております。

また、3条においては、目的を達成するための事業を、改正前は、関ヶ原町まち・ひと・しごと創生総合戦略を基本目標としておりましたが、総合計画の基本目標に改めるものでございます。

第4条においては、寄附者が前条の第1号から第7号までに掲げる事業の指定を行わなかった場合は、町長は事業の指定を行うものとするという改正をするものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第21号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例については、詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第22号 関ヶ原町特別会計条例の一部を改正する条例については、詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第23号 関ヶ原町運動広場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第24号 関ヶ原町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定については、詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 文化財の仕事について、教育委員会から町長部局に移すということですが、いろいろちょっと勉強させてもらったら、国会のほうでも数年前からその議論がされていたみたいなんですね。その中で、心配されることは4点について、それが担保されるかどうかという点にあるというふうに国会審議の中でされているんです。1つは、専門的技術的判断の確保、2つ目には、政治的中立性、継続性、安定性の確保、それから開発行為と文化財保護との均衡、4点目には、学校教育や社会教育との連携、この4点についてきちんと担保されなければならないよということを、当時の文化財のいろんな審議の中で報告書としてまとめられておりました。

私あんまり詳しくなかったんですけども、考えてみたら、今ランドデザインで史跡の活用をされておりますけれども、それが法も含めて全面的に地振に移った場合、果たしてそういう文化財の保護という観点がちょっと後退するんじゃないかという不安があるんですが、その辺はどのように考えるべきでしょうか。

○議長（子安健司君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） その問題は、後ほど出てきます議案第26号、関ヶ原町文化財保護審議会条例の中に、今回、この町長部局に移管する場合、専門的技術的判断の確保や開発行為との均衡を図るため、この文化財保護審議会というのは必須となります。その中には、やはり専門家を置いて、その中でしっかり議論していただき町長に対して建議をしていただくというような仕組みになっておりますので、その問題は、その国会の議論の中でもクリアにされたというふうに我々は思っております。

また、その文化財の保護、文化財保護法では、保護と活用との両輪で成り立っているというふうに思っております。

適切な保全があって、初めて活用されるという思いのもと進めていきたいというふうに思っておりますので、問題はないというふうに考えております。

○議長（子安健司君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第25号 関ヶ原町文化財保護条例の制定について、詳細説明を求めます。

高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 失礼します。関ヶ原町文化財保護条例の制定について説明をさせていただきます。

市町村の文化財保護条例は、本来、文化財保護法、岐阜県文化財保護条例の規定に基づき法や県条例で対応できない町指定の文化財に即したものとなるものです。

個々の事案に対する条例の根拠を明確にするため、また今回の文化財保護行政を町長部局にて管理執行することに合わせ、条例の全部を改正し、本町の文化財保護の体制の整備を図るものでございます。

第1章では、総則として、目的、定義等を規定しております。

第2章では、町指定有形文化財について、指定、解除、所有者の管理義務などについて規定しております。

例えば、現在、町であるものに関しては、関ヶ原合戦図屏風がこれに当たります。

第3章では、町指定無形文化財について、指定、解除、保存などを規定しております。

現在、町にはありませんが、例えばこれはどういったものかということ、工芸技術であったり歌舞伎であったりというものがこれに該当するものです。

第4章では、町指定有形民俗文化財・町指定無形民俗文化財について、指定、解除、保護、保存などについて規定しております。

現在、町にはございませんが、例えば町指定無形民俗文化財というのは、風俗、風習であったり、民俗芸能であったりというものです。町指定有形民俗文化財というのは、町指定無形文化財に用いる衣装や器具であります。

第5章では、町指定史跡名勝天然記念物について、指定、解除、標識の設置などを規定し、例えば、町に現在あります天然記念物としては、月見の宮の大杉であるとか、中山道の松並木であるとかというものでございます。史跡としては、松尾山城などがございます。

なお、この条例は31年4月1日から施行し、現在の関ヶ原町の文化財の保護に関する条例は廃止するものといたします。以上でございます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第26号 関ヶ原町文化財保護審議会条例の制定について、詳細説明を求めます。

高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 関ヶ原町文化財保護審議会条例の制定について説明をさせていただきます。

今回、文化財保護条例を町長部局にて管理、執行する場合は、専門的、技術的判断の確保や、開発行為との均衡等に対応するため、文化財に関しすぐれた見識を有する者により構成された文化財保護審議会の設置は必須となります。

関ヶ原町の文化財の保護に関する条例では、その条例の中で文化財保護審議会の設置を定めておりましたが、今回は別の条例とさせていただきます。

その理由といたしましては、関ヶ原町文化財保護条例では、町指定の文化財について規定し、関ヶ原町文化財保護審議会では、町内所在の国・県、町指定の文化財について審議をするものでございます。

第2条では、この審議会の所掌事務について規定し、第3条では、審議会の委員を7名以内とし、第6条では、会長、副会長について規定をしております。

この条例については、31年4月1日から施行させていただきます。以上でございます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 先ほど言われました審議会の委員7人ですが、例えばどういう方を想定されているのか伺いたと思います。

○議長（子安健司君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 本当にすぐれた見識を有する者ということで、例えば町内の団体の長であるとかというのは今のところ想定していないと。本当に見識を有する方々に、そういうことに携わった御経験のある方々がその対象になってくるというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 現在、県のグランドデザインで博物館の元館長の方とか、そういう方や大学の教授の方とかそういう方というイメージでいいんでしょうか。

○議長（子安健司君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 今現在、教育委員会のほうでやっております史跡整備検討委員会というのがあるんですが、そちらの委員さんに近いというふうには想定しております。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） 関連で同じなんですけど、今の誰にするかという充て職的なそういうものとかはつくらないのかということと、それから前回は10人以内ということになっていたんですけど、今回7人以内でということで、臨時委員を設けるという条項があるもので、この7人にされたんかと思うんですけど、臨時委員も例えば人数的なその考え、何人までとかというのはあるんでしょうか。

○議長（子安健司君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 今動いている文化財保護審議会も、規定ではそのようになっていますが、実際は7人。

また、一般的には大垣市も7人ですが、他の町、5人というところもございます。7人以内ということで、本当に見識のある方をお願いしていきたいというふうに思っておりますし、少なくとも今の段階では、事務レベルでは団体の長とかいうのは想定はしていないというのが現状でございます。

○議長（子安健司君） ほかはよろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第27号 関ヶ原町歴史民俗資料館設置条例の一部を改正する条例については、詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第28号 関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第29号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。

三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 失礼します。それでは、議案第29号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、保険料率のうち資産割の割合を減少させるために賦課割合の見直しを行うもの、及び国民健康保険施行令の改正に伴って改正を行うものでございます。

改正点につきましては、議案資料の17ページからをござんください。

一部ページが前後しますので、その点御容赦願いたいと思います。

まず、第13条第2号及び第3号、第13条の6の6第2号及び18ページの第3号並びに第13条の11第2号及び第3号につきましては、現在の賦課方式の4方式を3方式へ移行させていくために、まずは近隣他市町村に比べ高い本町における資産割の保険料率の是正を進めていく段階として改正をするものでございます。

今回の改正では、資産割の賦課割合のうちの100分の3を均等割に移行し、資産割を100分の

9、均等割を100分の31とさせていただくものでございます。これによりまして、応能応益の割合も標準割合にすることになります。

続きまして17ページ、第13条の6、及び18ページ、第17条第1項及び19ページ、第3項と第4項につきましては、法施行令の改正に伴いまして基礎賦課限度額を58万円から61万円に改正するものでございます。

18ページ、第17条第1項第2号及び19ページ第3号につきましては、軽減判定の際に被保険者数に乗じる金額を法施行令の改正に伴い、第2号の5割軽減につきましては27万5,000円を28万円に、第3号の2割軽減につきましては、50万円を51万円にそれぞれ改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 県の標準に合わすというような狙いがあるのではないかというふうに思うんですが、県の標準に合わせる必要は私はないと思っていて、県内でもいろんな方法でやっている自治体があるし、保険料もばらばらだし、それを統一するというのは非常に難しい問題であるというふうに思っておりまして、県に合わせる必要はないということと、やっぱり均等割というのは低所得者も同じようにかかってくるという点で、私はやっぱり所得割のほうをふやすべきだというふうに思っています。

ただ、前回そちらに移行したということで負担が重いのであれば激減緩和の措置をとるとか、そういうことすればいいのではないかというふうに思いますが、そういう選択肢はなかったんでしょうか。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 県のほうは、現時点では明確に3方式に切りかえたと言っていないんですが、法附則とかいろんな形の中で。ただ、将来的な形としては、3方式に統一をしたいということは方針として示されております。その時点で、一気にやろうとすると非常に混乱が生じるし、今まで資産割がなかった人に対する負担は非常にふえるということから段階的にさせていただくということにしたものでございまして、ほかの市町村と比べたときに、現在の関ヶ原町の資産割という比率が非常に高いというそういう現状からも、やっぱり資産割については見直しをすべきだろうということで、こういう段階的な提言をさせていただくということは、昨年からお願ひさせていただいたものでございますので、その点は御理解を賜りたいと。また逆に、去年議決いただいた時点で御理解いただけたというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） ごめんなさい。言葉足らずでした。私、資産割をなくすということには賛成しておるんですね。

ただ今回、応能割と応益割を半々にするという点では、それはちょっと待ったというふうに思っているんです。基本的にはやっぱり所得に応じて保険料も負担していただくというのがベストだというふうに思っているのので、私は所得割のほうをふやしていただいて、急激に保険料が上がるとしたら、その分は基金や前年度繰り越しから入れて軽減措置をするというふうにしたらどうですかという提案なんですけど。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 県のほうも一応3方式に切りかえた場合でも均等割とした平等割、また所得割と、この2つを半々にするというのは基本的な方向だというふうに伺っております。

その中で、今まだ均等割と平等割の金額は県のほうが理想としているか、まだ数字的には全然一致はしておりませんが、そこら辺についても段階的にそろえたいというふうに思っております。

また、一般会計とか、基金とか、そういったところから負担をして軽減するということは、原則的にはそれはやらないというのが国も方針としては出しております。

県下統一というような形になったときに、そんなことを続けていると今の話、今やっとこさ基金へとちょっと戻ってきましたけれども、すぐに枯渇してしまう、そんなような状況にもなります。

ですから、今のところ保険料率の算定の段階での調整というのはあると思いますが、明らかに最初から繰り入れをして減らすと、そういう思いはございません。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第30号 国保関ヶ原診療所事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第31号 国保関ヶ原診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について、詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第32号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。

三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 失礼いたします。議案第32号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正につきましては、本年10月の消費税率10%への引き上げにあわせまして、国において低所得者の介護保険料の軽減強化措置を進めることとされており、それに合わせて現状を改正するものでございます。

改正点につきましては、議案資料の22ページをごらんいただきたいと思います。

今回の改正におきましては、低所得者の介護保険料の軽減強化ということで、所得段階の第1段階から第3段階の保険料を軽減することを規定するものでございます。

具体的には、第1段階保険料につきましては、基準保険料である7万800円に対しまして減額賦課割合0.5から、現条例におきまして0.45としておりますが、さらに今回この条例におきまして0.375に変更いたします。同様に、第2段階保険料につきましては、0.75から0.625に、第3段階保険料につきましては、0.75から0.725にそれぞれ変更するものでございます。

これによりまして、改正条例に規定しておりますように第2条第2項につきましては、現条例におきまして、第1段階保険料を3万5,400円を3万1,860円に軽減しておりますが、今回の改正によりまして平成31年度から平成32年度までは2万6,550円とするものでございます。

次の第3項及び第4項につきましては、今回の改正により追加をする項でございまして、同様に保険料の軽減を規定してございまして、平成31年度から平成32年度までの保険料について、第3項につきましては、第2段階保険料を5万3,100円を4万4,250円に、第4項につきましては、第3段階保険料5万3,100円を5万1,330円にそれぞれ軽減することを規定する改正でございます。

なお、施行日につきましては、政令の公布が年度末になる見込みのため、今改正においては規則で定める日とさせていただき、後日政令の公布に合わせて規則にて規定をさせていただく予定でございます。よろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 財源は別として、軽減されるのは大歓迎なんですけれども、これをしたことによってどれぐらい財源が必要になってくるのかというのをもし試算されているのであ

ればお伺いします。

○議長（子安健司君） 今。後でいいですか。

○5番（田中由紀子君） 後でいいです。

○議長（子安健司君） じゃあ住民課長、後でよろしく願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第33号 関ヶ原町農業労働力調整協議会条例を廃止する条例については、詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 済みません。あんまり重要な質問じゃないんですけど、どうして今これが出てきたのかなというのが疑問です。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 申しわけございません。これの効力が実際なくなった時点でやるべきであったんですが、忘れられた存在であったということでございます。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第34号 関ヶ原町土地改良事業等分担金徴収条例の一部を改正する条例については、詳細説明を省略します。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第35号 関ヶ原町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について、詳細説明を求めます。

高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 関ヶ原町中小企業・小規模企業振興基本条例の詳細説明をさせていただきます。

この条例は、中小企業等の振興に関する基本的な方向性や姿勢を示す、いわゆる理念条例で

ございます。

条例の目的が、中小企業等の振興を図ることにより、最終的には地域経済の発展と町民生活の向上に寄与するものを示しております。

第2条については、用語の定義をしております。

第3条、基本理念につきましてですが、中小企業の振興を促進するための基本的な考えを示しております。中小企業基本法第3条に規定されている基本理念に鑑み、中小企業者等が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識のもと、みずからの創意工夫と自主的な努力を尊重しつつ、国・県及びその関係団体と連携するとともに、町民が理解し、協力することを基本とすることを示しています。

第4条、町の責務でございます。中小企業の振興を推進するために、町が担う責務について示しております。責務とすることにより、他の主体の努力や役割や努力に比べ強い位置づけとしております。

第5条、中小企業者の努力。基本理念にあるとおり、中小企業の振興推進するためには、まず中小企業者みずからが主体的な努力が必要であることを明確にしております。

第2項では、中小企業者は地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会に貢献するように努めるものとしております。

第6条、商工会の役割。商工会は、商工会法に基づき地域内商工業者の経営の改善に関する相談とその指導、地域内経済振興を図るための活動に資することを目的としている団体であるということから、商工会に対しての役割を求めるものでございます。

第7条、金融機関の役割。金融機関は、中小企業者が抱える経営課題の解決に果たす役割が大きいことから、中小企業の振興に一定の役割を求めるものです。

第8条、町民の理解と努力。町民に対して、地域社会における中小企業の果たす役割を理解し、中小企業の製品、商品やサービスを知ること。または、購入することを通じて中小企業者の発展に協力することを求めています。

第9条、本町が中小企業の振興に関する施策を策定、実施する場合の基本的な方針を掲げています。

最後、この条例は、31年4月1日から施行するというふうになっております。よろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第36号 関ヶ原町企業立地促進条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めま

す。

高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 関ヶ原町企業立地促進条例の一部を改正する条例の詳細説明をさせていただきます。

議案資料の24ページをお願いいたします。

第1条については、第1条、目的について、文言の整理をさせていただきました。

第2条、定義について、項目の整理をさせていただきました。

今回新たに、投下固定資産税が3,000万円を超える宿泊施設、飲食施設を加えさせていただきます。以上でございます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 室義光君。

○2番（室 義光君） この10年ちょっと、当時今、いろいろ言われましたように、宿泊施設、飲食施設がふえたということで大変よろしいかと思うんですが、これ、ほかの業種も結構あると思うんですけれども、そこら辺はこの前の条項にもありましたように、町長が認めるものというような項目を入れていただきたいというか、町長の権限にてそういうことをやるということも必要ではないかと私は思うんですが、なぜかという、やっぱりこの掲げておる業種以外の人で関ヶ原に来たいとか、関ヶ原から出ていくやつをとめたいとかという話もあるわけですから、そのようなことで、当然その3,000万円という枠は必要だと思うんですけど、そこら辺はそういうふうに変える意向はあるのかなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 御指摘はごもっともな部分は多々あると思います。町としてもやはりこういう企業立地を促進することによって、新たな企業進出が図られるということは望ましいというふうに考えておまして、できるだけやってほしいなという思いはございます。

ただ、既存の町内の事業所においても、新たに事業を起こされる場合はともかく、拡張とかそういったものについては対象外というふうになりますので、そういったことからいうと、新たに町へ進出していただける業者を特定しなければ、何でもかんでもありだというふうにすれば確かに来る可能性はあるかとは思いますが、やはり乱立してしまうと。また、それに伴って、本来ですと固定資産税がいただけるはずのものが、その相当年数についていただけなくなるというようなこともございますので、やはり何でもかんでもありというような方式じゃなしに、ある程度こういった業種の方に優先的に来てほしいという意味で、職種を限定させていただいているということで御理解いただきたいと思っております。

そういった意味で、こういったほかの業種であればこのまちでもあるかもしれませんが、こういった業種で、関ヶ原で優遇があるということで優遇メリットを出したいという思いでございまして、その点よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（子安健司君） 8番 楠達男君。

○8番（楠 達男君） 私も室議員と全く同じ意見ですが、今の町長の答弁で、町長のお考えはわかりましたが、きょう町長が所信表明の3ページの中に、企業立地促進条例の対象を拡大し、飲食、宿泊施設の誘致や新規施設の町内への立地促進と。つまり町長自身においても、少しでも町内にとどまっていたら、その上で流出を避ける、これ人口もそうですけど、それは全く同感ですけれども、だとするならば、この飲食と宿泊設備だけではなくて、今言われていますように、既存の町内で事業を継続させている方が、町内で新たな土地を確保してそこにほかの業態というか、倉庫的なものを建てられたと思います例があるんですよね、御存じだと思いますけど、それからたまたま買われた土地が結構広いということもあって、相当固定資産税が厳しいという話も伺っています。そういう点では、条例に盛り込むということはなかなか難しいかもしれませんが、だからこそ町長が特に認めた場合という1項目を置いて町長の特例ということも必要ではないでしょうか。ちょっと考えをお伺いします。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 今の御質問は、既存の事業所が新たに拡張なりされた場合も対象にしたらどうやというような趣旨かと思いますが、そこまでをやると、町内全ての事業所が新たに設備投資をして拡張していただく、これ本当にありがたい話なんで、ぜひともやっていただきたいと思います。

しかし、それを全て対象にしてしまうと、やはり町としても3年間、今のままですと税収がその分なくなってしまうと。しかも、建物であれば評価額は多分あんまり変わらないんですけど、償却資産が対象になってくると、償却資産御存じのように、年数によってだんだん前年の評価が下がってしまうということになりますと、3年たったらひどい場合半値以下になってしまう場合もございます。そういったことを考えると、3年はちょっと私にとってはきつい設定かなあというふうに思われます。

ですから、また別途の方法で1年だけとか、そういう方向で検討するというのはいいかとは思いますが、現時点でこの条例の中にそれだけ、そういった新たな拡張というか、そういったところまで含めるという考えは今のところ持っておりませんので、今言いましたように、別途の方向で助成なりできる方向というものは、ちょっと協議させていただければありがたいなと思っております。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番(田中由紀子君) 今回新たに宿泊施設、飲食施設を入れられたということですが、これからですね。具体的な何かあるというわけではないですね。ちょっと確認だけです。

○議長(子安健司君) 高木地域振興課長。

○地域振興課長(高木久之郎君) これからです。

○議長(子安健司君) ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

議案第37号 関ヶ原町水道法施行条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。
岩田水道環境課長。

○水道環境課長(岩田英明君) それでは、議案第37号 関ヶ原町水道法施行条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書は155ページ、議案資料は27ページをごらんいただきたいと思います。

今回の改正は2点ございまして、1点目は、学校教育法の改正により、大学制度の中に専門職業人の養成を目的とする専門職大学の制度が設けられたことによるものでございまして、資料の左側、改正後の第3条第3号、そして第4条第2号、28ページの第4号と第5号中の専門職大学の前期課程、こちらは現在の短期大学卒業程度というふうに規定をされております。条文中の短期大学の後にこの条文が加えられた改正でございます。

もう一点の改正は、技術士法第2次試験の専門科目である水道環境が上水道及び工業用水道というものに統合されたことによる改正で、第3条第8号がこちらの改正となっております。

施行期日は、平成31年4月1日となっております、それ以前に受けた技術士法の試験の合格した方にとっては、もう新しい選択科目を選択したものとするという経過措置がございます。以上でございます。

○議長(子安健司君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

ここで先ほどの議案第32号の田中議員の質問に対する答弁を求めます。

三宅住民課長。

○住民課長(三宅芳浩君) まことに申しわけございませんでした。

済みません。今、ちょっとここで計算をしたばかりですので、大体ということがございますが、大体360万円余りが減額になるということで、ふえるということがございます。以上でござ

ざいます。

○議長（子安健司君） 議案第38号 平成31年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入れについてから議案第39号 平成31年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入れについてまでは、詳細説明を省略します。

続きまして、議案第40号 平成31年度関ヶ原町一般会計予算について、総括の説明を求めます。

柴田副町長。

○副町長（柴田安寛君） それでは、平成31年度関ヶ原町一般会計予算等の総括説明をさせていただきます。

お手元の資料の平成31年度予算資料、中に円グラフが入っているものをお願いいたします。

まず、1 ページ目でございます。

先ほど町長の提案説明にもございましたが、平成31年度の予算は、特別会計等を含めまして総額74億8,622万7,000円で、前年比4.0%の増となっております。そのうち一般会計は38億円で、前年に比しまして1億5,920万円の増で、率としましては4.4%の増の予算となったところでございます。特別会計につきましては、後期高齢者医療特別会計、介護サービス事業特別会計、今須農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計で減額、玉農業集落排水事業が公共下水道事業への統合により皆減となりましたが、国民健康保険特別会計（事業勘定）、国民健康保険特別会計（直診勘定）、介護保険事業特別会計が増額となったため、特別会計全体では2.4%の増となったところでございます。企業会計につきましては、水道事業会計が、第4次拡張事業の事業料増加にともない増額予算となっております。

それでは、一般会計の歳出でございますが、資料の5 ページをお願いします。

各款の前年度との比較でございますが、主な増減要因につきまして御説明をさせていただきます。

まず議会費でございますが、314万5,000円の減、6.0%の減で、4月に執行されます町議会選挙において定数が1名減になることに伴うものでございます。

総務費でございますが、3,341万6,000円の増、7.7%の増となっております。県議会議員選挙、県議会議員及び町議会議員、参議院議員選挙の増等に伴うものです。

民生費でございますが、1,787万6,000円の増、2.1%の増でございます。これは、プレミアム付商品券事業や小規模授産所から生活介護事業所に移行することに伴います障害者自立支援給付費の増等に伴うものでございます。

衛生費ですが、1,650万5,000円の減、2.4%の減となっております。これは、水道事業会計の第4次拡張事業に対する補助金の減や、玉農業集落排水事業の公共下水道事業への統合により特別会計が廃止となることに伴う特別会計繰出金の減によるものでございます。

労働費ですが、消費税率引き上げに伴いまして微増となっております。

農林水産業費ですが、3,831万3,000円の増で、31.6%の増となっております。中山間地域総合整備事業負担金や広域農道の舗装補修に伴います県営農道施設強化対策事業負担金、森林環境譲与税を活用して行います山林所有者特定支援業務の増等によるものです。

商工費ですが、823万5,000円の増、5.8%の増となっております。これは、国際交流事業やゲートボール、ペタンク場移設に伴う関ヶ原ふれあい広場整備事業などが減となりましたが、陣場野公園及び笹尾山周辺のWi-Fi整備工事、岡山烽火場ほか2カ所の眺望設置工事が増となったことによるものでございます。

土木費ですが、7,101万7,000円の増、19.1%の増となっておりますが、これは、ロータリー除雪車購入費、玉農業集落排水事業の統合による維持管理費増に伴う公共下水道事業特別会計繰出金の増等によるものでございます。

消防費ですが、1,005万5,000円の減、6.0%の減となっております。これは、消防団の消防ポンプ車購入の完了に伴う減でございます。

教育費ですが、3,212万5,000円の増、7.8%の増となっておりますが、これは、史跡整備事業が減となりましたが、歴史民俗資料館の改修事業や各小・中学校の電子黒板、タブレット導入、関ヶ原中学校のプールサイド改修工事等が増となったためでございます。

各科目の主要事業の内容につきましては、後ほど担当課長から説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

9ページにつきましては、性質別の比較表となっております。先ほど御説明しました歳出科目別の増減と大きな理由は重複いたしますが、簡単に説明させていただきます。

義務的経費は、人件費が1.8%の増、扶助費が障害者自立支援給付費の増等により1.5%の増、公債費が平成18年度防災対策事業債、これは防災行政無線のデジタル化事業に伴うものでございますが、この償還終了等により3.4%の減となりました。

投資的経費につきましては、普通建設の補助事業ですが、2,990万円の増、56.9%の増となっておりますが、主なものは橋梁補修事業、除雪車購入事業によるものでございます。

普通建設の単独事業ですが、4,652万1,000円の増、23.8%の増となっております。これは、歴史民俗資料館改修事業の増等によるものでございます。

その他の経費の物件費につきましては、3,627万9,000円の増、5.2%の増となっておりますが、小・中学校の電子黒板、タブレット導入や保育園臨時職員経費、固定資産評価がえに伴う鑑定評価業務によるもので、繰出金につきましては、4,341万円の増、5.5%の増となっております。これは、国民健康保険特別会計（直診勘定）、公共下水道事業特別会計への繰出金の増等によるものでございます。

以上でございますが、特別会計等への繰出金と負担金、補助金につきましては11ページに内容が記載されております。また、13ページに基金残高の見込みの一覧表を掲載しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

以上、簡単ですが、一般会計の歳出の概要説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（子安健司君） これより歳出について順次説明を求めますが、予算主要事業説明一覧表に基づいて、主なものを簡潔に説明を受けたいと思っておりますので、御了承願いたします。

なお、款の中でも担当課が分かれているところがありますので、あらかじめ指名はいたしません、何ページということを示していただき、順次説明を願います。

それでは、順次説明を求めます。

○総務課長（澤頭義幸君） それでは、失礼いたします。お手元の平成31年度予算主要事業説明一覧表にて御説明をさせていただきます。

1ページからよろしくお願いをいたします。

総務費の総務管理費でございます。こちらの庁舎内情報化推進事業でございますが、こちらは町内の情報システム関係の経常的な経費でございます。機器の更新に伴いL G W A N関連経費が増額となりましたが、インターネット関係、またグループウェア関係の経費がそれぞれ減額となりましたので、前年度比約4%の減でございますが、3,194万5,000円を計上させていただいております。

○監理官兼企画政策課長（吉田和司君） 関ヶ原町総合戦略策定事業につきましては、関ヶ原町まち・ひと・しごと創生総合戦略が平成27年10月に策定され、31年度に計画期間が終了するため見直しが必要となったことから、策定業務委託料200万円を計上させていただいております。

続きまして、宅地開発支援事業につきましては、民間分譲宅地開発支援奨励金を、より活用しやすい制度とするため、従来の最低5区画から3区画に緩和をし、50万円の3区画150万円を計上させていただいております。

また、移住・定住推進事業では、空き家改修等補助金、限度額30万円の3件分の90万円、親・子世帯同居近居支援事業補助金、こちらも限度額30万円の2件分の60万円、また空き家家財道具処分等補助金、限度額10万円の3件分の30万円、移住定住促進住宅支援事業補助金につきましては、新たに子育て世代に対し、18歳までの子供一人につき3万を追加し、限度額30万円の5件分150万円と、子供加算2名分の5件として30万円、合わせて180万円を計上させていただいております。

また、東京圏からの移住支援1件分100万円、これは県の補助金4分の3ありますが、それも計上させていただいております。よろしくお願をいたします。

○総務課長（澤頭義幸君） 続きまして、地域防災事業でございます。こちらにつきましては、

地域の防災力強化を継続的に推進するため、59万円を計上させていただいております。

○会計管理者兼税務課長（西村克郎君） 徴税费でございます。2ページをお願いいたします。

固定資産税委託料でございますが、固定資産評価基礎資料整備委託料の766万8,000円につきましては、宅地評価の基礎資料の作成を委託するもでございます。

家屋評価事務取扱要領作成業務委託料の102万6,000円でございますが、家屋の評価マニュアルの作成のための委託でございます。

鑑定評価業務委託料の474万5,000円につきましては、平成33年度の評価がえに向けての準備でございます。以上です。

○住民課長（三宅芳浩君） 失礼いたします。戸籍住民基本台帳費でございます。戸籍総合システム事業及び住民基本台帳ネットワークシステムにつきましては、戸籍及び住民基本台帳の維持に関する経費でございます。

続きまして民生費でございます。社会福祉費の同和問題啓発事業でございます。来年度につきまして、関ヶ原町におきまして人権啓発活動地方委託事業というものの西濃の輪番が回ってまいりますので、この事業につきまして69万5,000円国庫支出金に上がってございますが、国からの補助を100%ということで、この同和問題啓発事業という中で実施をさせていただく予定でございます。

1つ飛びまして、生活介護事業所管理運営事業費でございます。これにつきましては、さくらんぼの家の管理ということで、指定管理委託経費でございます。705万4,000円でございます。続きまして、3ページのほうへ移らせていただきます。

国民健康保険事業費でございます。7,019万6,000円です。これにつきましては、国民健康保険特別会計への繰出金でございます。4つの内訳でございますが、このような内容で繰り出しをするものでございます。

2つ飛びまして、地域福祉計画策定事業費でございます。211万9,000円でございます。これにつきましては、本年度アンケート調査を実施いたしておきまして、来年度それに基づきまして住民懇談会等計画の策定を実施する予定でございます。

その下のプレミアム付商品券事業でございます。先ほども補正で上げさせていただきましたが、子育て世代等低所得者の消費の影響を緩和するとともに消費を喚起するためということで、プレミアム商品券の発行を来年実施するというところでございます。100%の国庫補助でございます。今のところ対象予定は1,500人程度ではないかということで考えております。これにつきまして345万5,000円でございます。

済みません。幾つか下がりますが、長寿者褒賞事業でございます。毎年実施しております100歳のお祝いでございますが、これにつきましては3名の方を予定いたしております。

2つ飛びまして、配食サービス利用料助成事業補助金でございます。一人暮らし高齢者等の

配食サービスにつきまして、安否確認を兼ねた助成をさせていただくということでございます。予算額につきましては43万2,000円でございます。

その下の老人保護措置事業でございます。今年度清風苑のほうに1名の方が入所されましたので、その措置費ということで300万5,000円でございます。

福祉医療費助成事業でございます。先ほど条例改正をさせていただきまして、18歳の3月31日までということで助成をさせていただくということで、予算額6,921万3,000円を予定いたしております。

1つ飛びまして、介護保険事業運営事業費でございます。これにつきましても1億3,036万4,000円でございますが、介護保険事業への町費繰り出し分でございます。

続きまして、後期高齢者医療事業費でございます。これは、後期高齢者医療事業への繰り出しでございます。1億2,611万円を予定しております。

次ページでございます。1つ飛びまして入学祝金支給事業でございます。これにつきましては、小学生37名、中学生50名ということで、261万円を予定いたしております。

子育て応援給付金事業でございます。関ヶ原町の第3子以降に10万円を寄附する事業でございますが、5件分を予定して50万円でございます。

それから2つ飛びますが、子ども・子育て支援事業計画策定事業ということで、213万6,000円でございます。本年度アンケートをとりましたので、これに基づきまして第2期計画の策定を実施するというところでございます。

児童手当支給事業につきましては、総人数595人に対しまして7,881万5,000円の支給を予定しております。以上でございます。

○健康増進課長（澤 孝一君） 済みません。引き続き4ページをごらんください。

衛生費、保健衛生費ですが、国保（直診勘定）繰出金、診療所への繰出金なんですけど、3億4,271万円。

母子保健事業は、委託料の増などによる619万6,000円。主なものは妊婦健診委託事業348万6,000円。

予防接種事業は、通信費及び委託料等の増による1,490万5,000円で、主に予防接種委託事業1,462万5,000円です。

5ページ目をお願いいたします。

健康増進事業は、委託料の減などによる1,622万8,000円で、主なものとしては検診委託事業費1,045万4,000円。健診システム316万5,000円です。以上でございます。

○水道環境課長（岩田英明君） 続きまして、公害対策事業360万8,000円ですが、こちらは総合環境調査委託料で、町内の河川、土壌、大気汚染などに対する調査委託料でございます。

合併処理浄化槽設置整備補助事業につきましては、昨年同様2基分102万9,000円となっております。

り、斎苑管理事業では、修繕工事などございませんでしたので、720万円程度の減となっております。

続きまして、清掃費ですが、各組合負担金など若干の増減はございますが、今年度から大きな変動はございません。

○産業建設課長（吉森明博君） 同じく5ページの農林水産業費の農業費、中山間地域等直接支払事業931万2,000円につきましては、耕作放棄地の防止、また農業生産活動の維持に対して有効な事業でございます。現在、第4期対策で、平成27年度より5年間の協定により10地区が取り組まれてございます。

同じく5ページの農業生産推進団体活動事業の30万円でございますが、このうち古戦場景観形成取組事業の20万円は、笹尾山付近においてのそば作付で行っているもので、地域創生推進交付金2分の1の補助事業でございます。

6ページをお願いいたします。

多面的機能支払交付金事業332万1,000円につきましては、農地、農業用水等の保全管理などに多面的機能を支えるため、地域の共同活動を支援するものでございます。平成26年度より5年間の7協定と、27年度より5年間の3協定に対する交付金でございます。

次の、元気な農業産地構造改革支援事業の273万円は、農業生産販売等の生産地構造改革を支援するもので、法人営農組織であります東部営農組合への農業機械購入に対する補助でございます。事業費の10分の3補助となっております。

同じく6ページの県営中山間地域総合整備事業2,574万7,000円でございます。内訳としましては、事業費1億4,000万円に対して15%の負担金2,100万円と、中山間地域農業生産基盤整備促進事業補助金として、これは地元負担軽減のため県単間接補助を受け、対象工事費の5%ということで474万6,000円でございます。

同じく6ページ、県営農道施設強化対策事業の232万5,000円は、関ヶ原中部地区の広域農道整備に伴う負担金でございます。事業費9,300万円の25%でございます。

同じく間伐事業としましては195万9,000円。間伐事業に対する補助で、新年度16ヘクタールを予定しております。また、森林の作業路として1路線を予定してございます。

次、里山林整備事業の59万7,000円は、天満地区住宅付近周辺における危険木除去のため、清流の国ぎふ森林基金補助金10分の10により実施するものでございます。

森林経営管理事業の山林所得特定支援業務委託433万円は、平成31年4月1日より新たな森林管理制度が開始されることに伴いまして山林所有者を特定するため、山林所有者の特定、山林の位置情報、また現況等の情報を、現在所有している土地管理システムに反映するものでございます。

○地域振興課長（高木久之郎君） 7ページ、商工費です。商工会助成金800万円。

次に、起業支援補助事業として50万円。産業振興のため新たに起業するものに対する補助金でございます。

ぐうっと下がりましたて武将甲冑活用推進事業104万4,000円。町で所有する甲冑を活用した誘客事業でございます。

関ヶ原古戦場ランドデザイン事業2,330万3,000円。大きなものとしたしまして笹尾山最後陣地付近のWi-Fi整備を国の補助、県の補助を受けて進めていきたいと思っております。また、徳川家康最初陣地、岡山烽火場、松尾山に眺望サインを設置したいというふうを考えております。

ぐうっと下がりましたて最後、消費者行政推進事業、啓発パンフレットの印刷等というふうになっておりますが、第2、第4火曜日には、専門相談員を置き町民からの相談に答えていきたいというふうに思っております。以上です。

○産業建設課長（吉森明博君） 同じく7ページの土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持事業5,068万8,000円でございます。橋梁点検業務280万8,000円は、5年に1度の巡回となっております。来年度2巡目となり11橋の点検を計画しております。また、維持への舗装・補修工事等でございますが4,788万円でございます。この中には、維持工事と今須地内の新明橋の補修工事、また広域農道沿いの除草工事となっております。

続きまして、道路橋梁新設改良事業1,211万円は、道路改良工事でございます。工事の内容としましては、小池・玉線他道路改良工事、秋葉地内における秋葉・陣場野線横断側溝設置工事、中山道・山中線の横断暗渠改良工事、祖父谷線側溝蓋設置工事となっております。

次ページの8ページをお願いいたします。

県営道路改良事業としましては、1,000万円は県営事業の負担金でございます。県道岐阜関ヶ原線の4車線化の工事費、また国道365号線西町交差点の道路改良設計の委託料、県道牧田関ヶ原線の旧道処理工事の負担金でございます。

同じく8ページの除雪車整備事業の2,919万3,000円は、今年度新たに国の交付金3分の2補助を受け6トンのロータリー除雪車1台を購入するものでございます。

土木費、河川費の県営急傾斜地崩壊対策事業の500万円、こちらは今須地内の西谷地内におけます負担金でございます。

都市計画費としましては、都市計画推進事業624万1,000円でございます。こちらにつきましては、区域マスタープランの作成業務でございます。企業立地の適地選定、また土地利用の構想作成を平成30年度より2カ年計画としており、平成31年度は324万円を計上してございます。また、景観計画策定業務は2カ年計画としておりまして、初年度分197万8,000円を計上してございます。55万円につきましては、景観計画策定に伴う岐阜工業高等専門学校との共同研究業務であります町の景観特色の調査研究を行い、景観計画の基本目標作成のための支援をお願い

するものでございます。

○教育課長（兒玉勝宏君） 続きまして教育費、教育総務費、放課後児童クラブ事業でございますが、事業費876万9,000円の予算額でございます。次年度からは2人目からの利用料金が半額ということで予定をいたしております。

次に小学校費、小学校施設整備事業500万円でございますが、関ヶ原小学校の自動食器洗浄機と揚げ物機の更新を予定しております。

9ページをよろしくお願いたします。

教育用パソコン整備事業862万9,000円は、関ヶ原小学校におきまして教職員用パソコン22台の更新、タブレットコンピューター41台、電子黒板3台の新規導入、今須小学校におきましては、教職員用パソコン10台の更新、タブレットコンピューター7台、電子黒板2台の新規導入、役場サーバー室に設置するセンターサーバー小学校費の案分の方でございます。

続きまして、中学校費の中学校施設整備事業1,150万円につきましては、教育施設基金の繰り入れ1,000万円を予定しております。関ヶ原中学校のプールサイドの劣化が激しく、けがのおそれもありますので改修を行うものでございます。

教育用パソコン整備事業826万9,000円は、関ヶ原中学校におきましては、教職員用パソコン16台の更新、タブレットコンピューター41台、電子黒板3台の新規導入、今須中学校におきましては、教職員用パソコン10台の更新、タブレットコンピューター7台、電子黒板1台の新規導入を予定しております。

9ページ、社会教育費、史跡整備事業、事業費2,657万3,000円は、主に陣場野公園の第2期整備工事が主でございます。

史跡ガイド養成事業、次年度は200万円を予定しております。こちら3年目の事業になります。2分の1補助の地方創生推進交付金の対象事業となっております。

10ページをごらんください。

各種社会教育施設管理事業の中のほうに記載のございます歴史民俗資料館の改修につきましては7,323万2,000円を予定しております。

ふれあいセンター施設管理事業では、故障により御迷惑をおかけしておりますエアコンの改修設計費として176万1,000円を予定しております。設計が完了次第、来年度補正予算での対応も予定をしておりますので、あらかじめ御了承願います。雨漏りのほうも修繕工事費として660万円を予定しております。

保健体育費では、社会体育団体育成事業におきまして日置市との交流事業で、次年度はソフトテニススポーツ少年団の派遣に62万5,000円を予定しております。

教育費関連の予算は以上です。

○議長（子安健司君） 次に、歳入全般について説明を求めます。

柴田副町長。

○副町長（柴田安寛君） それでは、引き続き、一般会計歳入の説明をさせていただきます。

先ほど歳出の総括説明をさせていただきました平成31年度予算資料というのを、グラフの入っている資料の3ページをごらんください。

最初に、町税でございますが、全体で12億7,310万7,000円で、989万9,000円の増、0.8%の増になっております。

町民税につきまして、個人町民税が配偶者特別控除等の改正により減となりましたが、法人町民税法人税割の増により1,440万円の増、固定資産税が土地、家屋の減により800万1,000円の減となっております。

譲与税、交付金につきましては、地財計画等これらの実績によりまして予算化しております。

なお、10月の消費税率10%への引き上げに伴い自動車取得税交付金は廃止され、新たに環境性能割交付金が導入されます。

また、10月より導入される幼児教育の無償化にかかる地方負担分につきましては、地方特例交付金として子ども・子育て支援臨時交付金が創設され、初年度については全額措置されることとなっておりますが、現時点での額の算定が困難であるため、補正予算での対応とさせていただきますので、御理解賜りますようお願いいたします。

飛んでいただきまして、国庫支出金ですが、3,791万円の増、23.2%の増ですが、除雪車購入事業等に伴います社会資本総合整備交付金の増等によるものでございます。

県支出金ですが、1,343万8,000円の増、5.4%の増となっております。これにつきましては、国民健康保険基盤安定負担金や農業次世代人材投資事業補助金等が減となりましたが、参議院議員選挙及び県議会議員選挙委託金等が増となったことによるものでございます。

寄附金ですが、ふるさと納税につきましては、平成30年度の決算見込みにより増額させていただいております。

繰入金でございますが、財源不足を補うため、昨年度と同額を計上させていただいております。

繰越金につきましては、例年5,000万円前後を予算計上しており、31年度も5,000万円を計上させていただいております。

町債につきましては、160万円の増、0.7%の増ですが、臨時財政対策債ほか財政措置の有利なものを中心に、前年度同様、最少限の予算としております。

次に、8ページをごらんいただきたいと思います。

8ページにつきましては、性質別の歳入の比較でございます。自主財源と依存財源の円グラフですが、平成31年度は、地方交付税の増や、普通建設の補助事業の増に伴う国庫支出金の増、選挙執行に伴う県支出金の増により30年度に比べ依存財源の比率が高くなっています。

以上、簡単ですが、歳入全般の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（子安健司君）　ここで暫時休憩といたします。再開は25分でお願ひいたします。

休憩　午後2時13分

再開　午後2時25分

○議長（子安健司君）　それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第41号　平成31年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。

三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君）　議案第41号　平成31年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

主要事業一覧表につきましては11ページをごらんください。

平成31年度当初予算額の総額は1億1,270万円となり、平成30年度当初予算額1億1,330万円に対しまして60万円の減少でございます。主な増減としまして、後期高齢者医療広域連合納付金が1億728万6,000円となり、平成30年度に比べまして133万9,000円減少をしております。保健事業費につきましては、健診委託料の増加を見込みまして79万5,000円の増加の307万8,000円といたしております。以上でございます。

○議長（子安健司君）　次に、議案第42号　平成31年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算の説明を求めます。

三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君）　議案第42号　平成31年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）について御説明申し上げます。

主要事業一覧表11ページからごらんください。

平成31年度当初予算額の総額は9億4,460万円となり、平成30年度当初予算額8億8,090万円に対しまして6,370万円の増加でございます。主な増減としまして、保険給付費の一般被保険者療養給付費は、平成30年度に比べまして3,530万円の増加を見込み5億7,730万円としております。同じく一般被保険者高額療養費は、1,245万円の増加を見込み8,145万円としております。退職被保険者等療養給付費につきましては、452万1,000円の減少を見込んでおります。また、国民健康保険事業費納付金のうち、一般被保険者医療給付費分が1億6,896万円となりまして2,539万円の増加となっております。以上でございます。

○議長（子安健司君）　次に、議案第43号　平成31年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算の説明を求めます。

藤田診療所事務局長。

○監理官兼診療所事務局長（藤田栄博君）　31年度国保特別会計（直診勘定）ですが、31年度の総予算は8億8,080万円で、30年度当初予算に比べて4,920万円の増となっております。これ

は主にMR I の購入でございます。

それでは、資料の13ページのほうをお願いします。

医療機器整備事業ですが、MR I の5,994万円と、その下のX線骨密度測定装置534万3,000円は、12年の経過が来ており今、小修理を行いながら、だましまし使っている状況なんです、これを更新させていただきます。

そして、その下のリハビリ運動機能訓練機器4台です。298万6,000円は、診療報酬の改定に伴って介護保険の要介護支援費保険者のリハビリが認められなくなりましたので、物療のリハビリを導入して減産を少しでもカバーしようというものでございます。

次、施設整備事業ですが、エアコンの取り付け工事ですが、エアコンのファインコイルのモーターが不良になってちょっと効きが悪いので、個室の3号と5号、この2つと、あと厨房にエアコンがなかったので、暑いということで1機新設をします。簡単ですが、以上でございます。

○議長（子安健司君） 次に、議案第44号 平成31年度関ヶ原町介護保険特別会計予算の説明を求めます。

三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 議案第44号 平成31年度関ヶ原町介護保険特別会計について御説明申し上げます。

主要事業一覧表13ページからをよろしく願いいたします。

平成31年度当初予算額の総額は7億7,350万円となり、平成30年度当初予算額7億7,320万円に対しまして30万円の増加でございます。主な増減としまして、総務管理費においては、第8期介護保険事業計画実態調査費の計上によりまして97万4,000円の増加を、介護認定審査費においては、介護認定審査会共同設置負担金の増により121万2,000円の増加を見込んでおります。保険給付費においては、居宅介護サービス給付費は平成30年度に比べ1,670万円の増加を見込み、2億8,940万円を、次のページになりますが、施設介護サービス給付費は1,800万円の減少を見込み2億8,800万円、居宅介護サービス計画給付費は200万円の増加を見込み3,700万円を、特定入所者介護サービス費は、100万円の減少を見込み3,300万円をそれぞれ見込んでおります。以上でございます。

○議長（子安健司君） 次に、議案第45号 平成31年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計予算の説明を求めます。

澤健康増進課長。

○健康増進課長（澤 孝一君） それでは、議案第45号 平成31年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計予算について御説明申し上げます。

主要事業説明一覧表の15ページからになりますので、よろしく願いいたします。

施設管理事業、一般管理費は、需用費、修繕費の94万7,000円及び備品購入費、前年度訪問車両136万3,000円等の減による203万円の減で、1,815万8,000円を計上しました。

続きまして、16ページのほうをお願いいたします。

居宅サービス事業のヘルパーステーション事業は、社会福祉協議会職員1名増、30年12月からなんですけど、それによる負担金増などによる393万7,000円の増で2,263万6,000円。

訪問看護ステーション事業費は、職員の人件費の微増による2,964万3,000円。

デイサービスセンター事業費は、前年度ほぼ同額の4,074万2,000円です。

続きまして、居宅支援サービス事業ですが、居宅介護支援事業は約135万2,000円の増で3,676万6,000円で、これは社会福祉協議会職員給与の増によるものでございます。

介護予防支援事業は約675万6,000円の減で3,153万3,000円。これは正職社員1名退職予定による人件費の減によるものでございます。以上でございます。

○議長（子安健司君） 次に、議案第46号 平成31年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計予算の説明を求めます。

岩田水道環境課長。

○水道環境課長（岩田英明君） 平成31年度今須農業集落排水事業特別会計予算について御説明させていただきます。

主要事業説明一覧表の16ページになります。

今須農業集落排水事業特別会計におきましては、今年度当初予算5,960万円から来年度は5,830万円、130万円の減となっております。主に光熱水費、修繕費などの減によるもので、そのほかは大きな変更はございません。よろしくをお願いいたします。

○議長（子安健司君） 次に、議案第47号 平成31年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計予算の説明を求めます。

岩田水道環境課長。

○水道環境課長（岩田英明君） 平成31年度公共下水道事業特別会計予算について御説明をさせていただきます。

平成30年度は4億2,330万円、来年度予算が4億620万円と1,710万円の減となっております。

主要事業の16ページですが、公共下水道の施設管理事業、施設維持管理業務等委託料6,401万5,000円ですが、今年度の玉農集統合による流入量の増などにより約700万円の増となっております。公営企業法適用化支援業務150万円ですが、こちら総務省が進める下水道事業等の公営企業化に向けての準備としまして、資産台帳作成のための委託料となります。

その下、玉農業集落排水施設最終清掃委託料398万4,000円ですが、こちらは今年度廃止となります処理場の汚泥引き抜き、洗浄作業の委託料となります。

続きまして、公共下水道建設事業の長寿命化計画（施設改築工事）に係る技術援助協定の

1,600万円ですが、こちら浄化センター電気設備改修のための設計委託料となります。

次に、ストックマネジメント計画策定業務3,040万円ですが、こちらは下水道施設全体の中長期的な改築計画を策定するものでありまして、今後の改築等に係る補助交付要件となっております。

続いて、下水道管路施設耐震補強工事3,300万円ですが、こちらは総合地震対策計画で進めております耐震工事で、西町地内の橋梁添架部分の補強ほか3件分の工事となります。以上、よろしく願いをいたします。

○議長（子安健司君） 次に、議案第48号 平成31年度関ヶ原町水道事業会計予算の説明を求めます。

岩田水道環境課長。

○水道環境課長（岩田英明君） 平成31年度関ヶ原町水道事業会計予算でございます。

収益的収入及び支出の予定額につきましては2億170万7,000円で、資本的収入が1億494万7,000円、支出が1億5,632万円の予定額でございます。

主要事業の17ページをお願いいたします。

主なものについて説明させていただきます。

3条予算の収益的支出の営業費用、原水及び浄水費につきましては、今年度補正対応させていただきました藤古川浄水場の取水塔浚渫121万円、上の谷浄水場ろ過砂補充として65万8,000円、上水道施設電気設備工事として平井浄水場の高圧受電盤の修繕115万6,000円を計上しております。

配水及び給水費におきましては、漏水調査として330万円を予定しております。

続いて、4条予算の原水及び浄水施設建設改良費で、平井・藤古川浄水場間の送配水管整備工事8,204万1,000円、こちらは約1キロの布設です。

配水及び給水設備建設改良費で、藤古川浄水場の新配水池設計業務として1,116万円、これらは第4次拡張工事として行うものであります。

それから、松尾・若宮間の老朽管布設がえ工事1,144万円につきましては、漏水が頻発しております延長260メートルについて布設がえを行うものであります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） これで平成31年度の予算関係の説明を終了します。

これより質疑を行います。

なお、これらの議案は予算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 楠達男君。

○8番(楠 達男君) 総括的ということですので、そういうことで質問をさせていただきます。

一般会計については、提案は昨年比4.4%、1.6億円の増ということで増額予算となっております。その財源としては、主に財政調整基金、あるいは減債基金からの繰り入れ、取り崩しというふうになっておりますが、この財調なり減債については、例えば平成29年度末の残高としては7.5億円ありましたけれども、30年度末については6億5,000万円、そして今回提案の31年度末では約4億円というふうに、相当この基金も底をついてきたという状況がありますが、町長としては将来の町の財政について、どのように考えておられるのか伺いたいと思います。

私は極めて危機的な状況であって、この財源をどうするかということ、とりわけ町税の涵養ということについて非常に大きな課題にはなるわけではありますが、町長としてはどのように考えておられるのか。

それで、関連して今提案あったように、自主財源についても非常に厳しくなっておりまして、30年度においては49.7%総予算に含める自主財源はね。ところがこの提案の31年度では47.8%に少なくなっております。つまり、町が自由に使える財源が年々減ってきていることからみれば、近々にやっぱり町税の涵養について検討し、具体的に手をつけなければいけない。町税の涵養という場合には、当然町民税、あるいは法人税もありますし、固定資産税もあります。そういう点では、早急に町内におけるその種の涵養について具体策を講じる必要があるんじゃないかと思います。町長のお考えを伺いたいと思います。

それからもう一つ、関ヶ原診療所の今後の経営安定化について、先ほど町長は所信表明で述べられました。移行して2年でありまして、相当厳しい経営状況が続いております。この経営安定については、現場の診療所が考えることもありますけれども、やはり開設者である町長が、この診療所の経営安定をどのように図るか、あるいは診療科目の見直しも含めてどのように考えるかという、そういう経営の問題として考えていかなければいけないと思うんですよ。現場の人は現場の人なり、職員は所長も含めて相当苦勞はされているというふうに伺ってはいますけれども、やはりここは町長としてどうするのか、診療科目についてどう見直すなら見直していくかということをやっつけていかないと、ずるずる行くということになりますと、借金がふえるだけということになりますので、非常に厳しい問題でありますし、大変だと思いますが、これは現場に任せるのではなくて、やはり開設者である町長がみずからの経営方針として診療所の経営安定をどうするかということを考えるべきだと思いますが伺いたいと思います。

○議長(子安健司君) 西脇町長。

○町長(西脇康世君) 財政に対する基金が減ってきているというのは非常に大きな問題だというふうに私も認識をいたしております。昨年も今年度同様3億4,000万ぐらいの基金取り崩しと

ということでやまして、現実的にはきょう補正予算を出させていただいたように、あんまり大きくは食い込まずに過ごす、本当に綱渡りの状況であるということは間違いないところでございまして、何とかこういう基金が目減りする中で、町政を何とか発展させながらやっていかなきゃいけないという状況であるというのは、本当に厳しい運営をやっていかなきゃいけないというふうに思っております。

しかしながら、来年度の予算でもお願いしておりますように、やはり企業誘致であるとか、また土地の利用のあり方、こういったものについての見直しをきちっとやりながら、企業がこの関ヶ原にもまた進出もしてくれる、そういった状況を醸し出していかなきゃならないというふうには思っているところではございます。

関ヶ原町においては、やはり地形の形状からいって大きな工場の進出はなかなか厳しい状況であるというのは誰もが認めるところだと思いますが、やはり東海環状自動車道が完成に向けてきたときに、この関ヶ原以外の周辺の市町では結構企業が進出してきているという状況でございまして、そういった意味では、全国の企業がこちらのほうに目を向けているというのは間違いないというふうに思っております。

その中で、町においても、やはりよその町みたいに何ヘクタールというのは大きなものはちょっと見込めないかもしれませんが、少しでも企業誘致ができるような土地を見つけ出して、こんな該当地があるよというようなことでのPRをしていきたいということでの取り組みを、来年度させていただきたいということでの予算組みもさせていただいたところではございます。

そんな中で、何とか支出を最少限に抑えながら効率的な運営を図るということで、ちょっとでも基金に手をつけずに済むような運営を図ってまいりたいというふうに思っております。ただ、予算上は組まなあかんということでのところではございますので、そこら辺は御理解をいただきたいと思っております。

いずれにしても、自主財源としての取り組み、これが非常に厳しいというのは先ほども説明ありましたけれども、やはり人口減、勤労世帯の減少ということが大きく町民税の減少につながっているという状況でございますので、そういった中で、自主財源はこのままいくとやはり毎年増加というのは、何かよっぽどのことがない限りは見込めない状況にいくのかなあという思いはしておりますので、少しでもそういった企業誘致、こういったものについて図っていければというふうに思っているところでございます。

また、診療所の経営安定につきましても、やはり診療所の毎月の患者さんの動向等を見ておりますと、前の年に比べて若干減少傾向にあるというところではございます。これがどうしてかということも分析もきちっと図りながら、一時的にお客さんが減っているのか、またちょっと言葉は悪いかもしれませんが、亡くなったことによって減っていつてしまっているのか、逃げられているのかという状況をもっときちっと見て、もしよその診療所に行かれていますのであれ

ば、そういった魅力、これを取り戻すということも非常に大きなところであろうと思っております。

また、ドクターの配置体制、これについても今御指摘がありました。これについても検討しなければいけないということでの前々からの所長との話もさせていただいているところがございますので、そういった点につきましては、先般も岐阜大学のほうに行ってお願ひしてきましてけれども、大学のほうとの継続的なお願ひをしながら、よりよい先生の配置というものについても検討をしていく必要があろうというふうに思っているところでございます。

ただ、私としましては今19床のベッドの稼働率があんまりよろしくないという現状はわかりますが、やはりそこら辺についてもうちちょっと何とか利用していただけるような方策がないのかということについては考えたいなと思っておりますが、診療所の診療科目、こういったことから言うと、前みたいにふえる要素はなかなか厳しいと思っております。ただ、病院から診療所に切りかえたいきさつもございますので、私としては多少赤の大きな病院ではあると思っておりますけれども、何とか続ける方向でいく方策がないかということについては、本当に皆さんの御意見も伺いながら探していきたいというふうに思っているところでございますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 8番 楠達男君。

○8番（楠 達男君） 答弁はそういうことだろうと思っておりますが、そこでやっぱり一番問われるのは町長のトップセールスですよ。財源の涵養という点で言えばね。

例えば、毎回私は一般質問していますけど、ここの町有地について、いつまで塩漬けにしておくんだということですよ。やっぱりここの土地活用についてトップセールスで、町長みずから各企業さんなり県なりいろいろ動かないと事態は動かないと思っておりますよ。あえてこれ以上くどくは言いませんけれども、ぜひ次年度に向けては町長みずからトップセールスをして、していないとは言いませんよ。効果があるトップセールスをぜひお願ひをしたいと思っております。以上です。

○議長（子安健司君） ほかによろしいですか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。ただいま議題となっております議案第38号 平成31年度関ケ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入れについてから、議案第48号 平成31年度関ケ原町水道事業会計予算は、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第38号から議案第48号までについては、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時50分

再開 午後2時51分

○議長（子安健司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に予算委員会の正・副委員長と日程を決めていただきたいと思います。

休憩 午後2時52分

再開 午後2時54分

○議長（子安健司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

御報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に楠達男君、副委員長に谷口輝男君が選任されましたので、御報告いたします。

なお、各会計の予算審査の日時は、3月12日火曜日午前9時から開催されることに決まりましたので、御報告をいたします。

散会の宣告

○議長（子安健司君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。あす8日から18日までの11日間は休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、あす8日から18日までの11日間は休会とすることに決しました。

来る3月19日は、午前9時より本会議を開き、一般質問及び提出議案に対する審議を行います。

なお、一般質問の締め切りは13日水曜日の午後5時までとなっておりますので、質問のある

方は期限までに質問趣旨の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2 時56分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

関ヶ原町議会議長 子 安 健 司

会議録署名議員 川 瀬 方 彦

会議録署名議員 谷 口 輝 男

